



神戸大学日韓交流学術シンポジウム



当事者性を育てる

インクルーシブな社会に向かう日韓の実践



神戸大学大学院人間発達環境学研究科
ヒューマン・コミュニティ創成研究センター

Graduate School of Human Development and Environment, Kobe University
Action Research Center for Human and Community Development
Inclusive Society Section

当事者性を育てる

神戸大学 津田 英二

1 課題設定：インクルーシブな社会をどうイメージするか

昨年度の考察では、インクルージョン概念を松友了の「通常の場合における援助付き共生戦略」という説明に基づき、花崎皋平の「根拠地と旅」という思想から啓発を受けて議論を展開した¹⁾。今回は、この問題意識をさらに発展させたい。ひとつは、インクルーシブな社会の具体的なイメージを日本社会の中に描こうとする方向である。もうひとつは、「根拠地と旅」を当事者性という概念を通してより具体的に検討する方向である。

インクルーシブな社会は、文字通り、社会成員の誰もが社会から排除されずに生きていくことのできる社会を意味する。この実現のためには、社会による社会成員に対する支援が不可欠であり、その支援をめぐるさまざまな論点が生起する。どのような場に支援が埋め込まれるべきか、支援に必要な財政はどのように獲得されるのか、どのようなシステムで支援を供給するとよいのか、直接支援を担うのはどのような力量を持った人たちであるべきなのか。そういった問いはすべて、インクルーシブな社会の具体像を描くために必要な要素である。

その中でも、今回は、インクルーシブな社会に変革していこうとしている私たちの社会が、どのような可能性をもっているかということから考えていく。本研究でも横文字で表しているインクルージョンの語に適訳が見あたらないことから明らかなように、インクルーシブな社会という発想自体が、私たちの住む社会から自生したものではない。インクルーシブな社会という発想は、しかし、生活が徐々に苦しくなりつつあるにも関わらず富や権力が一部に偏在していることに対する不安や不満と関連している。インクルージョンという考え方は、外から植え付けられるものではなく、私たちの生活実態、生活実感から掘り起こしていかなければならないものなのである。片方でインクルージョンという概念の形成と発展を見据えながら、もう片方で私たちの生活に根ざした地点から社会形成について構想し実践していかなければならない。

私たちの社会は、世界の情報を瞬時に把握したり、世界から集めたよりよい物をより安く消費したり、世界をより容易に飛び回ることができるようになったり、スーパーやコンビニで何でも便利に手にはいるようになったり、能力さえあればより平等なチャンスに恵まれるようになったりと、一見するとひとつひとつは私たちの生活に快適さと利便性をもたらしてくれるようなことの集積によって、貧困化している。表面的な利益を得ていることを、私たちは容易に否定しきれない。利益の部分に着目してしまうと、私たちは社会を変えようとする力を剥奪される。

他方で、すでに実際にこうした社会の動向から得た不利益を意識化している人たちもいる。

新自由主義から生じる社会の歪みは、社会的に排除されるリスクを負う人たちに対して、より過酷に作用する。失業のリスクが高い人たちは、競争の激化によっていっそうリスクを高め、失業の現実化を避けるために低賃金労働に甘んじるということもある。社会福祉サービスの受給者の中には、サービスを切りつめようとする政策にいつも脅かされ、闘いながら生活しなければならない。イヴァン・イリイチのいうヴァナキュラーな価値ⁱⁱ⁾はいっそう実現しにくい社会になってしまった。その日暮らした生活を成り立たせていた人たちは、社会からの攻撃に曝されるようになった。

社会の矛盾をよりの確かつラディカルに指摘し、変革への道筋をつけることができるのは、こうした世界的動向による不利益を意識化している人たちである。自分たちの生活や生命が脅かされている人たちは、いわば社会に渦巻く問題の正当な代弁者なのだともいえる。したがって、社会的に排除されてきた人たちの主張に耳を傾けることは、社会の正義であるとともに責務でもある。地に足の着いた実践は、社会的に排除された個別具体的な人間を尊重し共に生きていこうとする社会的態度から始まらなければならない。これは、インクルージョンという語が流行のように使用されるか否かに関わらず、社会的排除の問題に向きあう基本的な態度として重要である。

さて、新自由主義の政策によって拡大していった社会的排除は、まずはEU諸国において社会政策上の最大の課題として取り上げられるようになった。インクルージョンという概念は、そもそもこうした社会政策によって生み出された社会の歪みの是正という意味をもっている。しかしながら、新自由主義の政策も、新自由主義を支えるさまざまな社会現象、地球規模のできごと、消え失せたわけではない。いわば、修正新自由主義の柱に社会的排除への取り組みが位置づいているのだといえよう。

この事実を私たちはしっかり見据えなければならない。資本主義経済の世界規模での発展を自明のこととして、それによる歪みの是正を政策に加えていくという方向は、インクルージョン概念ばかりでなく、「持続可能な発展のための教育」Education for Sustainable Development の概念の中にも見て取ることができる。

果たして、市場経済至上主義を原理として私たちの地球はうまく運営されていくのだろうか。本質的には自然と人間から収奪することによって成り立つ市場経済が、どれだけ自然と人間にやさしくなることができるのだろうか。インクルージョン概念の根源的な問いは、この点に行き着くのではないだろうか。

とはいえ、私たちの探求は、今私たちに与えられている状況から出発しなければならない。根源的な問いに行く前に、しなければならないことがいくつかある。

2 インクルーシブな社会に向かう実践

(1) 地道な実践への着目

そもそも、私たちの社会において、社会的排除はどのように現象しているのだろうか。新自由主義の政策によってもたらされた社会的排除もあるだろうが、それ以前から社会的排除はあった。外国人差別、部落差別、性差やジェンダーに基づく差別、障害者差別、いじめ...。むしろ、私たちが一般に認識している社会的排除の多くは、新自由主義の政策とは関係なく存在した。原理的には、能力の自由な行使による競争を価値とする新自由主義のもとでは、属性に基づく排除よりも、誰にでも起こりえる排除が問題になったともいえる。しかし、私たちの実感としては、排除されるリスクが高い人たちの層は厳然としてあり、いわゆる「転落」は例外的に起こっているように感じられるのではないか。例えば、高学歴層はその親の世代も高学歴という世代間の継承も問題になっている。

社会的排除が昔からあった現象であるのと同様に、社会的排除に対する取り組みも、近年にはじまったわけではない。石川県七尾市で、すでに30年もの間、知的障害のある人たちと一緒に年老いていこうと決意しともに暮らしてきた市井の人々の生活は、まさに社会的排除とたたかう日常的な実践そのものだといえるⁱⁱⁱ⁾。両親の相次ぐ失踪で入所施設に入れられる以外選択肢がないと見られた重度障害のある子どもを、近隣の住民が引き取り共同で育て上げ、現在ではその子どもを社長としたパン屋を運営している大阪市生野区の「コサリ」の実践もまた、社会的排除に対する優れた取り組みである。

私たちの多くは、それぞれ厳しい競争社会に身を曝しており、それなりに忙しく日々を過ごしている。排除されていく人たちに出会っても、多くの場合、心を痛めつつも自ら世話を焼く余裕はないと考える。その代わり税金を納めて公的扶助や社会福祉に貢献していると考えことで割り切ろうとする。こうして、社会的排除は私たちの日常の傍らをすりぬけ忘却される。

しかし、七尾や「コサリ」での実践は、社会的排除を日常の場面で受け止めてきた。一方では日々の生活に追われ厳しい競争社会の中に身を置きながら、他方で競争に勝ち抜くために何の利益にもならないどころか足を引っ張りかねない世話を引き受ける。おそらく彼らは、これが私の生き方だということかもしれない。自ら生きることに精一杯であると同時に、必ずしも必然でなかった他者の世話に関わるということは、身を引き裂く二つのことがらではなく、彼らにとってはその全体が自分の生き方なのだろうと思う。

(2) たこの木クラブからの学び

岩橋氏の思想

こうした日常的な人々の活動は、民衆思想ともいえるべき思想を育んできている。東京都多摩市で知的障害のある人たちの個別支援を20年以上にわたって展開してきた岩橋誠治氏は、「たこの木クラブ」の設立に当たって次のように述べていた。

“「共に生きる」という言葉が使いだされるようになってかなりの年月がたちました。私自

身も、この大きなテーマに真剣に関わってきたと思っています。しかし真剣に関われば関わるほど、その難しさに気づかされます。「共に生きる」ことの意味・大切さを思い、考えを深めていく中で、実際に「障害」をもつ人と向きあったとき、「障害」をもたない人と同じように接することができない何か特別視してしまう自分に気づきます。そしてそういう自分がいることを考え出すと、ますます自然につきあうことができない自分に嫌悪感をもよおします。そんなとき、子どもたちを見ると、なんでもないかのように、つきあっている姿にうらやましさを感じるのです。幼いころから別々に生きてきた（別々にされてきた）自分が大人になって初めて出会うとき、「障害」を持つ人と自分との間の壁の厚さに気づかされます。そのような思いから、とにかく「障害」をもつ子も「障害」をもたない子も一緒にいる機会を数多くつくり出し、大人たちが頭でしか考えられない部分をのりこえ、「共に生きる」社会を創り出してほしいと願います。 ” iv)

この文の主旨は、2007年12月1日に行われた岩橋氏の語りでも述べられた。岩橋氏の語りには次のようなライフヒストリーが含まれていた。彼はこの20年の間、出会った子どもたちの成長とともに生きてきた。子どもが学校から排除されようとする、その学校に赴き、排除の論理を語る人たちとの対話を試みた。子どもが学校を卒業し、社会での居場所の問題が表れると、地域の人たちとともに働く場をつくり、またケアする親族がいなくなると、自立生活の支援システムをつくった。自分の実感レベルから「共に生きる」ことを考え、人間の発達の中で長い期間にわたって深めていこうとする視点は、今日に至ってもブレずに実践の原理となっているのである。岩橋氏の思想や経験に触れると、インクルーシブな社会の創出にはどのような個々人の実践が裏打ちされなければならないかということに気づかされる。

即人的・横断的支援

第一に、社会的に排除される傾向にある人たちは多くの場合背景となっているさまざまな不利な状況があるが、支援する者はこれらのことをより多く知り理解することが大切だということである。個々人に対して即人的・横断的（就学・生活・就労などの機能によって分断しないという意味での横断的）に支援することを通して、はじめて個々人にとってのインクルーシブな環境が醸成される。

近年注目されている支援方法に「本人中心のプランづくり」person centered planning というものがある。本人の意思や希望を中心として、その実現を支援できる人たちを交えてプランづくりをしていくという方法である。障害、高齢といった属性に焦点を当てた支援ではなく、人間として生きることの焦点を当てた支援だとも言われる。こうした即人的・横断的支援のあり方の重要性が国際的に認識されていることが、岩橋氏の思想や経験から喚起される。

「共に生きる」ための実践

第二に、岩橋氏が「共に生きる」という概念を実践的に深めてきたということと、新しい

用語としてのインクルージョンとがどのように関わるのかということを考えなければならないことに気づかされる。なぜインクルージョンなどという新しい概念が必要なのかということが問われる。「共に生きる」ことを深めようとして個々人に寄り添いながら実践してきた人たちの経験を抜きにしてインクルージョンを語ることはできないという気づきでもある。

社会政策としてのインクルージョンは、当然ながらシステムや組織を問題にする。例えばどのような学校システムをつくれればインクルーシブな教育が実現するのかといったようにである。しかし、どのようなシステムや組織をつくっても、むしろ完璧なシステムや組織をつくろうとすればするほど機能分化が生まれ、即人的・横断的な支援に逆行する。つまりこぼれおちてしまう課題が残ってしまう。したがって、インクルージョンの理念を追求するためには、こぼれおちた課題に取り組む組織化以前の動き、個人の自発的な行為、すなわち「共に生きる」ことをめざしてきた地道な実践に学ばなければならないのである。インクルージョンは、システムの側から要請され人々の行為を制御しようとする上からの動きと、「共に生きる」ことをめざしてきた地道な実践の経験とそこから立ち上がるシステムへの要請といった下からの動きとの双方を包含した概念として把握する必要がある。

非在としての「共に生きる」関係

第三に、「共に生きる」ことを理性的に制御して到達できる状態として捉えることに対して、反省的な視点をもたらす。「障害を自然に受け入れる子ども」の対極に自分のあり方、つまり障害を特別なものと考えてしまう意識を置く。そのような理念型の子どもが本当にいるのかどうかは別にして、少なくとも障害は社会的に形成された観念であり、そのような観念を私たちが共有していなければ、もっと自由に多様な人たちの多様性をそのまま認めることができるのではないか。とはいえ、私たちはそのような観念の轍を外れることはできない。いったん観念をもって社会的存在として現代社会に生きてしまったら、もはや観念以前の存在には戻ることができない。であれば、なぜそのような観念をもつのかと常に問い続ける以外にない。障害のある子どもに差別的な言動を発する子どもたちに対して、岩橋氏は「どうしてそのように思ってしまうのだろう」という疑問形で問いかけるのだという。問い続けても、その果てに「障害を自然に受け入れる存在」があるわけではない。むしろ問い続けることで、いっそうことばとからだとの間に乖離が生じて、「共に生きる」存在から遠ざかってしまうとさえ思われる。しかし問い続ける以外にない。今よりも少しはまともな存在になるために、認識を深めることしか私たちにはできない。

3 インクルーシブな社会と当事者性

(1) 当事者性とは

「共に生きる」ことの根源的な問いは重要である。この問いがあれば、対等であろうとする足掻きがあって、その上でより対等に近づくために支援行為が派生してくる。こうした支

援行為と、対等であろうとすることをあきらめた上での、あるいは非対等性の自覚すらない支援行為とは、質的に大きな差異があるはずである。前者は対等に近づこうとする支援であり、後者は非対等性を持続させようとする支援だからである。前者は対等になろうとして相手に近づくことで自らの変容を帰結するが、後者には相互変容の必要はない。

私たちが社会的排除を受けている人と対等であろうとするならば、相手の世界に耳を傾け、私たちがその世界に寄り添おうとしなければならない。したがって私たちは、本人の語る言葉、さまざまな表現を尊重しようとする。本人の意思の尊重は、支援技術ではなく、対等になろうとする努力の一環なのである。

非対等性を自覚し、対等になろうと努力するということは、すなわち問題に対する当事者意識をもっているということである。こうした意識はどのように涵養されていくのだろうか。以下では、当事者意識をもち当事者性を深める過程について考えてみたいと思う^{v)}。

まず、当事者性という語について説明が必要であろう。当事者とはある問題に直面している人たちのことをいうこととする^{vi)}。問題との直面の仕方は人によって異なるが、社会的な問題に対しては多かれ少なかれ誰でも当事者である。例えば、障害の問題でいえば、障害のある人たちやその家族は第一義的な当事者である。しかし、障害の社会モデルの視点から捉えれば、障害の問題は社会の問題であり、社会全体が当該の問題の当事者ということになる。この場合、例えば就労差別を受けている障害のある人と、障害のある人を生活の場から排除したいと思っている人とを同じ当事者として表現することになる。その代わりに、当事者性という言葉を使い、問題への関わりや意識のあり方を質的に表現しようとする。

(2) 当事者性の深まり

複雑な現代社会の中で生活する私たちは、日々の生活を送るだけで、たいした自覚もなく加害者になっていたり被害者になっていたりする。本来、さまざまな社会的な問題の当事者であるはずの私たちは、当事者意識を持たずに生活してしまっているのである。しかし、多くの社会的問題の解決で問われているのは、まさに私たちひとりひとりが当事者意識をもち、自覚的に解決に向けて行為していくことなのである。国連が「すべての人のための教育」Education for all や「持続可能な開発のための教育」Education for Sustainable Development を政策課題と打ち出している現代は、人権や差別の問題や環境問題など、世界規模で個々人の意識覚醒が求められている時代なのである。

まず問題と出会い、その問題を自分の問題として捉え、その問題解決のために考え、行為するという一連の過程は、当事者性が深まっていく過程である。インクルーシブな社会に向かう実践の中には、この過程が内包されていなければならない。

このように考えると、インクルージョンは状態ではなく過程として捉えられないといけな^{vii)}い^{viii)}ということの意味を理解できる。インクルージョンが容易に到達できない彼岸にあるという意味もあるが、むしろ問題を素通りできるようにしてしまうことへの警鐘という意味が

含まれている。

例えば、ユニバーサルデザインを採用した街は多くの人たちにとって便利であるが、これをインクルーシブな状態と捉えてしまうと、数多くの社会的問題を隠蔽する作用を持ってしまう。障害の問題を例にすれば、ユニバーサルデザインによって完全な社会参加が保障されるのは一握りの人たちであり、言語障害や知的障害、精神障害その他、能力主義社会の中で不利な条件のある人たちにとっては、教育や就労その他の多くの社会参加の機会からの排除を解決する特効薬にはならない。さらにいえば、ユニバーサルデザインによって整えられた街は、ホームレスの人たちを一般の人たちの快適性・利便性を理由に排除するだろうし、結果的にホームレスの人たちにとっての使用価値を低減させるだろう。それにも関わらず、ユニバーサルデザインをインクルーシブな状態と捉えれば、問題の隠蔽という効果をもつことになる。

むしろ、ユニバーサルデザインを採用することで、さまざまな人が街を往来し社会参加できるようになり、それによっていっそう社会的な問題に出会う機会が増えると考えなければならない。つまり、ユニバーサルデザインはいかに完全なものであっても、インクルーシブな社会に至る過程を支援する装置と捉えるべきなのである。

つまり、社会的な問題がないかのように振る舞う社会よりも、社会的な問題に人々が出会い向きあう機会を保障する社会のほうが、インクルーシブな社会に近い。例えば、ホームレスの人々を人通りの多い場所から強制退去させる社会よりも、ホームレスの人々と関わりながら生活できる社会の方がインクルーシブな社会に近い。

ただし、社会的な問題との出会いが豊富にある社会は、絶え間ないコンフリクトに身を曝さなければならない。社会的な問題は、生活に身近になるほど根深い利害対立を伴う。ホームレスの人が近隣の公園に住んでいたら、住民は子どもの遊び場を奪われたと感じるかもしれない。

私たちの生活に強く関連しているはずの社会的諸問題は、構造的に私たちの日常生活から遠ざけられていることが多い。構造的というのは、私たちの意識、社会にある規範、さまざまな制度などが、相互に関連しあって、社会的諸問題への私たちの、そして社会の構えを構成しているということである。例えば、ホームレスの人たちに対して、多くの人は怠け者という認識や嫌悪感、恐怖感をもっており、社会的には働かざるもの食うべからずという規範、道端で寝てはいけない等の規範があり、さらにホームレスの人たちにとって不利な住民管理システムや公共建築物等の制度的システムがある。これらはすべて相互に結びつき、構造的な排除を構成しているのである。

こうした構造を変革して、ホームレス問題を私たち自身の問題として捉えることができるようになる過程では、さまざまなコンフリクトは避けがたい。私たちは内にある嫌悪感や恐怖感、内面化した社会規範とたたかわなければならない。さまざまな制度はもとより、社会規範の変更も強いられる。そうしたコンフリクトは私たちにとって負担である。この負担を

担おうとする自発性が生まれることで、私たちはコンフリクトを豊かな学びの源泉にすることができる。コンフリクトを学びに変えることこそが、インクルーシヴな社会に向かう契機なのである。

(3) アドボカシー

しかしながら、コンフリクトの生起によって不利になりがちなのは、排除されてきた人たちの側であるということもある。コンフリクトは、生身の人間を直接的に差別し攻撃する契機となってしまうこともある。

そこでインクルーシヴな社会に向かう過程において、私たちは、コンフリクトによって起こる不利益から、排除されてきた人たちを守るしくみを同時に考えておく必要がある。こうしたしくみをアドボカシーというが、この概念にはシステム・アドボカシー、シチズン・アドボカシー、セルフ・アドボカシーなどの従属概念がある^{viii)}。システム・アドボカシーは、アドボカシーのために設置された公共機関が、コンフリクト回避や起こってしまったコンフリクトのための法的な処理をする。

シチズン・アドボカシーは、市民の自発的な行為によって不利益を蒙りやすい人たちを擁護することをいう。社会的排除は、排除された人たちの生活のすみずみまでを統制する。生活のすみずみにまで至るさまざまな困難に共感し、それを支援しようとするのは、システム・アドボカシーだけでは到底足りない。側にいて寄り添う人たち（支援者）がいて、はじめて排除された人たちは、社会の他の成員との対等な立場に近づくことができるのである。それだけに、支援者が、被支援者とどのような関係にあるのか、どのような考え方に基づいて行為しているのかといったことが重要性をもってくる。

例えば、2002年に知的障害のある人たちのグループを対象に実施した調査によれば^{ix)}、それらのグループの支援者が、グループメンバーの親である場合、支援者が支配的にコントロールするグループになりやすいことがわかった。逆に、社会福祉関係職員が支援者（多くがボランティアな支援者）となっている場合は、メンバーが主導権を握る傾向にあった。一般のボランティアの支援者の場合は、どちらかという親に近い傾向が見られた。

もちろん親はわが子を守ろうとする強い動機に支えられて支援をするので、知的障害のある人たちのアドボカシーにおいて重要な役割を担うし、担ってきた^{x)}。しかし、親もボランティアも、部分的なシチズン・アドボカシーしか担うことができないことも、この調査結果から読みとることができる。本人 - 社会という二者関係において本人の意思を尊重するためのアドボカシーには、むしろ親ではない者が支援者になったほうがよいという傾向がある。

例えば、これまでも親が親亡き後の備えとして、入所施設の建設を積極的に進め、そこにわが子を入所させるということが行われてきた。この親の行為は、親にとって「わが子のため」であり、すなわちアドボカシーなのである。しかし、世界中の入所させられた知的障害のある人たちの中から、「無理矢理こんなところに入れられた」「私の人生を返せ」という

主張が広がってきている^{xi)}。

セルフ・アドボカシーという概念は、まさにこうした他者からのアドボカシーによる不利益を補償しようとする概念である。自分を擁護するのは、まずは自分自身であるという発想である。しかし、自分で自らを擁護するのが困難であるから、他者による擁護が必要になるわけなので、セルフ・アドボカシーは容易ではない。多くの場合、セルフ・アドボカシーには、セルフ・アドボカシーの支援者が寄り添う。この支援者と、シチズン・アドボカシーの支援者とは相当な部分が共通する。本人の意思や主張を引き出そうとし、それに応えようと努力する支援者は、シチズン・アドボカシーの支援者でもあるし、セルフ・アドボカシーの支援者でもある。

インクルーシヴな社会には、こうした多面的なアドボカシーは不可欠であり、私たち一人ひとりにもこのアドボカシーに対する一定の役割が期待されている。私たちは、社会的に排除されてきた人たちの意思や主張や存在に尊厳を感じながら接することで、私たちの当事者性を深めるとともに、排除されてきた人たちをコンフリクトによる不利益から守るのに一定の役割を果たすことができるのである。

4 これからの展開に向けて

(1) 新しい展開とその位置づけ

神戸大学大学院人間発達環境学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センターでは、地域における「子育て支援をきっかけにした共生のまちづくり」をめざすサテライト施設「のびやかスペースあーち」の運営をはじめ、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）推進の拠点、国連の持続可能な開発のための教育プログラム（ESD）の地域拠点（RCE）にもなり、社会のさまざまなリソースとの関わりをいっそう深めながら、人間らしい暮らしを営むことができる社会づくりをめざす取り組みを積極的に進めている。インクルーシヴな社会づくりに向けた取り組みも、こうした大きな動きの一環として実践されてきている。

これまで、インクルーシヴな社会づくりに向けた主要な実践は、「のびやかスペースあーち」の運営とそこでのいくつかの取り組みであった。特に、毎週金曜日を実施している「居場所づくり」は、地域のさまざまな人たちが集まる場として定着し、実践的研究の舞台としても機能してきている。「居場所づくり」に関連した論文の発表^{xiii)}や、「居場所づくり」に関わる人たちを中心とした研究会での継続的討議、そして2006年度から毎年度末に実施している公開のシンポジウムや国際研究集会など、実践を分析したりその成果を世に問うといった活動にまで発展してきていることによって、私たちの実践的研究は最初期の段階はクリアしたと考えてよいだろうと思う。この実践にエネルギーを費やしてきたこれまでの過程は、地に足をつけた研究の足場を固める段階にあったということができよう。

「居場所づくり」を中心とした取り組みの他にも、セルフ・アドボカシー・グループへの新聞づくりに特化した細々とした支援、国内外のインクルーシブな社会に向けた取り組みを行っている組織とのネットワーキングなども行って来た。国内では、昨年度の国際研究集会をきっかけに出会った先述の「たこの木クラブ」、浜松の「いっぽ」、国外では、ソウル市立精神薄弱人福祉館、韓国ナザレ大学、イギリスのマンチェスター大学との関わりを深めた。海外との関わりには、文化的な異同によって生じる新しい発見や協働・連帯の可能性を見出すことを期待している。韓国との関係でいえば、インクルージョンという外来の概念を東アジア社会に適応させようとする際に、共通する文化的背景をもとに東アジアモデルを協働して提起することができないかという模索をしようという意図がある。

こうした過程を経て、2008年度からは発達科学部内に新設される「カフェ」を舞台に新たな取り組みの段階に入る。「カフェ」は、大学の構成員の福利厚生を目的とした施設であるが、この施設を利用して、障害のある人の雇用、知的障害のある人たちの自立訓練、一般学生を対象にした障害のある人たちの活動を支えることを通じた教育といった機能を組み合わせたプログラムの推進が行われる。

また、大学が主導する動向ではないが、「居場所づくり」で深まった関係をもとに、障害のある子ども、ない子どもの放課後の居場所をつくる計画も着々と進んでいる。

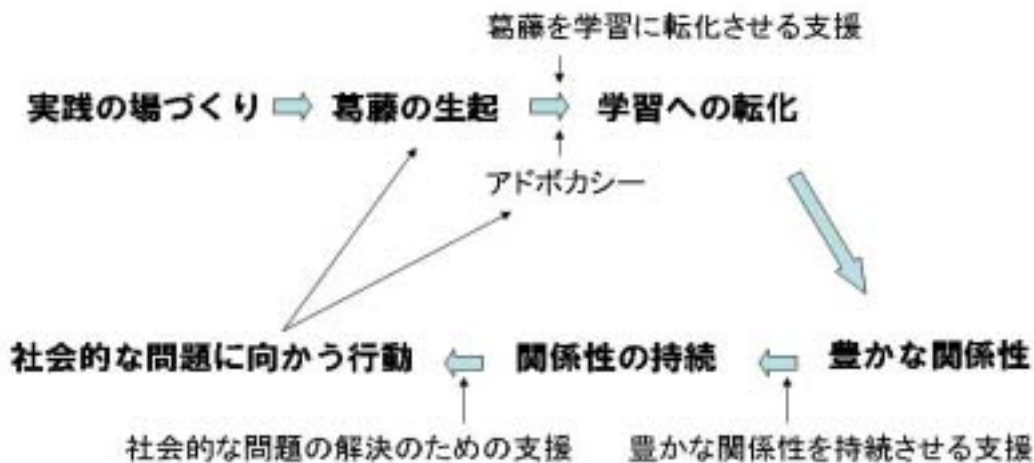
(2) 価値とモデル

さまざまなプロジェクトが展開する中で、大切にしていきたい価値、そしてめざそうとするインクルーシブな社会に向けた実践理念を問い続ける営みは、取り組みの基盤をなす。

大切にしていきたい価値は、実践に内在する価値を基盤にしなければならない。インクルージョンは人が人を承認するといった関係を基盤にした概念である。他者の尊厳を承認するということは内発的に生起するものであり、他者に指示されることではない。例えば、実践の中である子どもが他の子どもに対して攻撃的な態度をとった場合、その態度をどのように意味づけるかということは、実践に内在するさまざまな意味ある背景に照らしながらしか判断することができない。子どもどうしの以前からの関係、それぞれの子どもが持っている心理的・社会的背景、その場における子どもの位置、見守っていたおとなの視線や働きかけなど、その場に臨場していなければ理解できないことも含めて総合的に意味付与されるのである。そうした内在的な意味付与のない攻撃態度の否定は、上っ面な人間関係を価値づけることになってしまう。

インクルーシブな社会に向かう実践に関わる研究の方法が、アクションリサーチとして行われることが妥当なのは、こうした理由による。インクルーシブな社会に向かう実践のアクションリサーチは、実践に内在する価値を発見していくことから出発するといってもいいだろう。

しかし、社会からは、価値や理念を問うばかりでなく、実践を評価しモデルとして提示す



図：インクルーシヴな社会に向けた実践のプロセスイメージ

ることも期待される。評価やモデル開発といった研究の側面を重視するならば、システムや働きかけに意識を向けることが必要となる。実践の価値を問う営みと、実践を評価しモデル提示しようとする営みを整合しようとするなら、実践に内在する価値のある側面に着目して、それを評価軸に据え、その側面の実現を支援するシステムやしぐみをモデルとして開発するということになる。

仮に、実践プロセスを価値や価値を支えるシステムを含めた形でモデル案を提示してみると、下図のようになる。

社会的に排除されている人たちが十分に参加することができるよう配慮された場をつくると、個人間や個人内に多様な葛藤が生起する。この葛藤が相互の理解を深め、それぞれの学習に転化し、個人間の関係性を豊かにする。その関係性が持続することで、その場において社会的排除の問題が表出されるようになり、それらの解決に向かう集団的行動・個別的行動が生起する。そうした行動は、新たな葛藤を生むと同時に、社会的に排除されている人たちへのアドボカシーを強化するという効果も持つ。こうした葛藤 学習 関係性の強化 行動

葛藤といった円環が螺旋状に進展していくことで、インクルーシヴな社会に近づいていくといったイメージである。このプロセスは、学習支援、アドボカシー、関係性支援、行動への支援といったさまざまな支援によってスムーズに発展するということも含めてイメージされる。

こうしたイメージをもってアクションリサーチの場に臨み、働きかけや評価などを通して思想を高め、さらにインクルーシヴな社会に向けた実践の質を高めていくことができたと思う。

-
- i) 神戸大学大学院総合人間科学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センター障害共生支援部門『インクルーシブな地域社会をめざす拠点づくり』2007年2月
- ii) イリイチは“ヴァナキュラーというのは、「根づいていること」と「居住」を意味するインド-ゲルマン語系のことばに由来する。ラテン語としての vernaculum は、家で育て、家で紡いだ、自家産、自家製のもののすべてにかんして使用されたのであり、交換形式によって入手したものと対立する”(『シャドウ・ワーク』岩波書店、1982年、p.118)と述べている。
- iii) 津田英二『知的障害者の自立を支援する自助グループの活動に関する比較研究』科学研究費研究成果報告書、2003年
- iv) 『たこの木通信』準備号、1987年9月26日
- v) 人々が社会的な諸問題についての当事者意識をもつことの意味や過程等については、次の文献を参照。『福祉教育・ボランティア学習と当事者性』日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol.11、2006年11月
- vi) 中西正司・上野千鶴子『当事者主権』(岩波新書、2003年)では、当事者をニーズを自覚している人たちのことを意味するとした。本人のニーズを専門家などの他者が本人に代わって規定することを許さないとする立場から、当事者をこのように定義することには大きな意味がある。とはいえ、こうした定義には2つの問題があると考えられる。第一に、当事者/非当事者という分け方が、社会的な問題を特定の人に固有の問題として囲い込む効果を持つとする批判(豊田正弘「当事者幻想論」『現代思想』Vol.26, No.2、1998年、pp.100-113)に該当してしまう。第二に自覚していない当事者の存在するを無視することになってしまう。例えば、社会的にさまざまに排除されている重度知的障害のある人や、当事者意識のない加害者は、当事者とされないことになってしまう。
- vii) ハウグ、テッセブロー編『インクルージョンの時代』[Theoretical Perspectives on Special Education] 二文字理明監訳、明石書店、2004年、pp.231-232
- viii) 例えば、八巻純は“知的障害者に対する権利擁護”を、システムズアドボカシー、インディビジュアルアドボカシー、セルフアドボカシーの3つのレベルに分けて捉えている(八巻純「アメリカのシステムズアドボカシー(1)」『月刊福祉』Vol.83, No.1、2006年1月)。また、Jan Walmsley は知的障害のある人たちのアドボカシーの2つの主要な類型をシチズンアドボカシーとセルフアドボカシーとしている(Jan Walmsley, Principles and Types of Advocacy, Gray & Jackson Ed., Advocacy and Learning Disability, Jessica Kingsley Pub., p.24)
- ix) 津田英二『知的障害者の自立を支援する自助グループの活動に関する比較研究』前掲
- x) 津田英二「知的障害者がいる家族の自助グループにおけるネットワーキング」『人間科学研究』Vol.8, No.1、2000年12月、pp.45-56
- xi) 例えば日本では以下の文献。「10万人のためのグループホームを！」実行委員会編『もう施設には帰らない』中央法規出版、2002年
- xii) 清水伸子・津田英二「インフォーマルな形態での福祉教育実践におけるデータに基づく評価枠組み形成モデル-個人が体験する変容を生み出す「場のちから」への着目-」『福祉教育・ボランティア学習の評価』日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol.12、万葉舎、2007、pp.94-115

ごあいさつ



津田英二
(神戸大学)

はじめに

今日は、韓国からのお客様、ピープルファーストからのお客様などをお迎えしました。日韓の比較や連携及び当事者性というキーワードから、インクルーシブな社会に向かう実践について考えてみましょう。

inclusive



インクルーシブな社会に向かう実践？ Inclusive ?

- すべての人が、社会から排除されることなく、対等な人間関係を構築できる社会をめざして、一人ひとりの人間に向きあっている実践。また、そうした実践を支えようとするさまざまな努力。

• Inclusive
가
inclusive
가

なぜ日韓か ?

- 欧米追随ではなく、東アジアの文化に根ざした実践理論を構築できないか？
- まずは、日韓のすでにある実践の価値を相互に再確認し、その価値を言葉にして発信しましょう。



• Inclusive
가
inclusive
가

なぜ当事者性が ?

- インクルージョンの理念は、一人ひとりの人間を大切にしなければ実現に近づけません。社会的に排除されてきた歴史をもつ人の声が社会に届くかどうかということが、インクルーシブな社会に向かう実践にとって、とても重要だという認識があります。

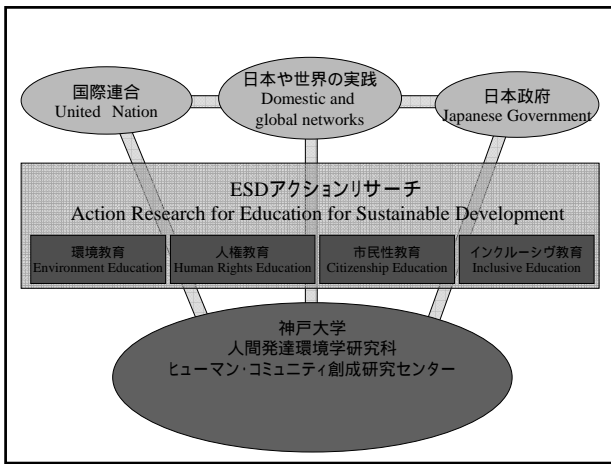
• Inclusive
가
inclusive
가

神戸大学の取り組みとして

- 神戸大学では、ESD(持続可能な発展のための教育)の拠点として、地域の実践を育て世界と結ぶ努力をはじめました。
- インクルーシブな社会をめざす取り組みは、ESDの一環として位置づいています。



• Education for Sustainable
Development
• Inclusive
ESD



これまでの歩み

- 日本福祉教育・ボランティア学習学会課題研究における「当事者性」に関する議論 * 年報刊行
- 日韓ピープルファーストの連携模索
- 神戸大学 - ソウル市立知的障害者福祉館 - 韓国ナザレ大学の関係構築
- 2005年度から始まった公開シンポジウム開催。



- []
- *
- []
- []
- 2005 inclusion

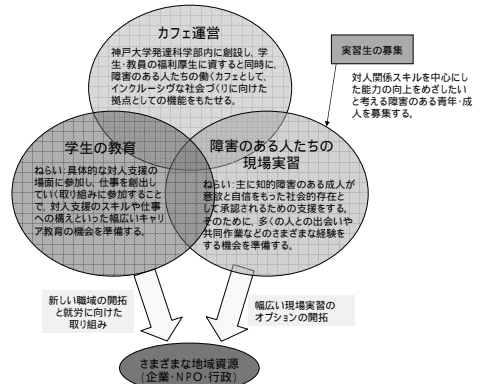
神戸大学のアクションリサーチ

- 「のびやかスペースあーち」での「居場所づくりプログラム」と、実践に基づいた研究会 * 研究成果公開
- 学内の障害のある人の働くカフェと、知的障害のある人たちの実習と学生の教育を組み合わせさせたキャリア開発プログラムの構想



- []
- []

知的障害のある人たちの実習と学生の教育を組み合わせさせたキャリア開発プログラム



大切にしたい論点

- 葛藤への着目： 葛藤は避けるのでなく立ち向かう
- アドボカシーの重視： 排除されてきた人たちが、葛藤で不利益を被らないように
- 「葛藤 豊かな関係性 行動 葛藤」のサイクルと、そのサイクルに関わる支援

- []



おわりに

- インクルーシブな社会に向かう日韓の実践を、東アジア文化圏という視点から意味づけることができたらと思います。
- すべての人の、問題への当事者性を深めていくということの意義を明確にできたらと思います。
- ゆったりした時間の中で、コミュニケーションを活性化して、今後の実践・研究の活力にしていきたいと思います。

- Inclusive が
- []
- が

ナザレ大学障害学生高等教育モデルの研究

ナザレ大学人間リハビリテーション学科
ナザレ大学障害学生高等教育支援センター長
金 鍾 忍

はじめに

ナザレ大学は今から 53 年前に、神学を中心としたキリスト教大学として出発した。1995 年からは一般総合大学になり、神学以外にも人間リハビリ、社会福祉、特殊教育など、韓国社会の人間福祉を具現する人材養成に邁進してきている。特に 1995 年には、韓国の教育人的資源部における障害者の高等教育の機会拡大方策の一つとして‘特殊教育対象者大学入学特別選抜制度’を施行するようになった。この特別選抜制度によって、ナザレ大学は、障害の種類や程度にかかわらず、学習能力を持ったすべての障害学生に高等教育権を最大限保障することで、先導的なリハビリ福祉特性化大学としての役割を持続的に遂行している。また、障害学生と非障害学生の統合教育及び生活を通じて、援助付き就業の機会をもち、これらによって統合された福祉社会の具現に向かって先導的な役割を担っている。

ナザレ大学は特に韓国の 200 余の 4 年制大学とは異なる障害学生と非障害学生の統合教育過程を持っており、ABLE モデルを開発推進することで、障害である進路職業及び就業の新しいパラダイムをつくり出している。

本稿では ナザレ大学の障害学生の高等教育モデルである ABLE モデルについて述べ、ナザレ大学の障害学生高等教育の発展方向を模索しようと思う。

韓国ナザレ大学障害学生高等教育のモデル (ABLE モデル) の哲学と方法

1 ABLE モデルの背景と観点

1) ABLE モデル開発の背景

ナザレ大学では、障害学生の高等教育と進路職業及び就業のためのモデルとして ABLE モデルを開発施行してきている。その背景には、障害学生が高等教育現場での障壁除去や教育環境及び与件醸成も重要だが、生活と就業に対する総合的な支援が持続的に行われた時に、名実ともに自立生活 (Independent Living) を保障することができるということがある。

2) ABLE モデルの障害に対する観点

ナザレ大学では、障害を欠陥 (Impairment)、無能力 (Disability)、社会的不利 (Handicap) などとして認識するパースペクティブを排除し、障害を他者とは異なる能力をもつ者 (The

Differently Able)として認識している。障害者の身体的、精神的、社会的、職業的、経済的能力を最大限回復、進展、開発し、人間の価値を実現できるようにする障害者に対する新しい認識概念としている。同時に障害者に機会均等が保障され、「私は人格的な存在である」と認識し、固有の存在として人間性を復権しようとするのが、ABLE モデルの障害認識の観点だ。

3) 障害の長所を発掘し職業につなげるモデル

障害といえば、欠陥があって青臭く未熟で、なにやら逸脱している人と思われやすい。しかし事実は、障害が長所や強みになることが多い。視覚障害者は1メートル前方の物体を区分することはできないが、聴覚や触覚、嗅覚、味覚といった4つの感覚器官は人より発達している。また、未来を見とおす予見的知恵も卓越している。アメリカやヨーロッパで、視覚障害のある弁護士、視覚障害のあるアナリスト、視覚障害のある精神科医師が頭角を現わしていることも、視覚障害者がもつ‘人とは異なる能力’があることを示してくれる例だ。また知的障害(精神遅滞)者の場合、知的能力障害によって馬鹿とか無能(Disable)に認識されてきたが、ストレスを受けない知的障害(精神遅滞)の長所を生かして、看病などのヒューマンサービス分野の専門的人材として成長発展させているのも良い例だ。したがって障害の長所と強みによって職業と連携することができるモデルの提示が必要なのである。ABLE モデルは、障害者がもつ弱点ではなく、障害の長所を生かして学問も成就させ、仕事にも結びつけようとするモデルである。

4) 不可能を可能に変える障害リハビリ克服意志実践モデル

障害者へのリハビリは、身体的・精神的・霊的リハビリである全人的リハビリ(Holistic Rehabilitation)と、医療・心理・社会・教育・職業リハビリを含んだ総合的リハビリ(Total Rehabilitation)の二つに分けられる。この二つの障害者リハビリを通じて、障害者が生物学的、機能的にもっている障害と、能力障害はあっても社会的不利や障壁をなくし、障害の長所と強みを通して適切な職業を持つよう、社会的統合を促進するモデルの必要性が示された。ABLE モデルは、障害者リハビリを通じて不可能(Disable)を可能(Able)に変えるモデルとして、このような役割を担うものである。

2 ABLE モデル哲学の内容

ナザレ大学の ABLE モデルは支援・補助・助け(Assistance)を通じて障壁を解消(Barrier Free)する一方、自立統合の生活(Living)と相談、職業評価、オーダーメイド型進路職業教育、就業、事後管理などをトータルした雇用(Employment)に至るようにすることで、所得保障はもちろん全人的リハビリ福祉を実現させている。

支援

ABLE の “ A ” は Assistance の頭文字で、サポート・補助・助けという意味がある。ナザレ大学の場合、障害学生高等教育支援センターで、聴覚障害者の手話通訳サービス、視覚障害者の点字端末機提供及び点訳サービス、肢体障害者の移動支援、代筆支援など、学習に対するサポートサービスを行っている。また自立統合学習生活館と自立統合研究所では、重度障害学生の Independent Living 支援と、軽度障害学生 1 名と非障害学生 1 名による統合生活を支援している。また、電動車椅子及び特殊コンピューターなど Assistive Technology の 支援をしている。

特にナザレ大学では、障害学生就業促進のための職業支援者(Job Helper) 制度を取り入れて雇用創出に邁進している。

バリアフリー

ABLE の “ B ” は Barrier Free の頭文字で、障壁除去の意味がある。事実、障害学生が社会的職業人になるためには少なくとも三種類の障壁を、大学内、外で解決しなければならない。態度の障壁 (Attitude Barrier)、意思疎通の障壁 (Communication Barrier)、建築物の障壁 (Architecture Barrier) などがそれに当たる。このような障壁除去を通じて、移動権とアクセス権保障はもちろん、名実ともに学習権を保障している。

生活

ABLE の “ L ” は Living の頭文字で、生活の保障という意味がある。障害者への生活保障には二つの概念と方法がありえる。一つは自立生活 (Independent Living) の保障があり、またもう一つはともに生きていく統合生活 (Integrative Living) である。ナザレ大学ではこの二つの生活を体験することができるように、自立統合学習生活館を準備している。

問題は大学卒業後に地域社会に IL Center などが用意されていないことだ。幸いなことに 2007 年 10 月 12 日から改訂施行される障害者福祉法に、自立生活センターが規定されており、今後は改善される見込みだ。

雇用

ABLE の “ E ” は Employment の頭文字で、雇用機会の獲得と維持の意味がある。ナザレ大学では、入学するすべての障害学生が職業リハビリ (Vocational Rehabilitation) の対象となり、相談 (Counseling)、評価 (Evaluation)、オーダーメイド型進路職業教育 (Customerized Career Development & vocational Training)、適合職種終業斡旋 (Adjustment job placement)、事後管理 (Follow up) を実施している。

第一に、相談 (Counseling) は、ナザレ大学に入学したすべての障害学生を対象に実施する。

一般学生(非障害学生)の進路職業に関する相談はTLC教授、学科専攻担当教授、そして総合人力開発センターがともに相談を実施する。

障害学生の場合、障害学生高等教育支援センターを通じての学校生活転換及び支援プログラムに対する相談とともに、進路職業開発研究所を通じての障害学生の進路職業に対する相談を実施する。

第二に、評価(Evaluation)は、ナザレ大学の障害学生に対するアセスメント(Assessment)を土台として総合的評価を行っている。ナザレ大学の障害学生の総合的評価は、障害学生高等教育支援センターで行うが、特別に進路職業に対する評価は進路職業研究所で行っている。しかし、いまだに個別的リハビリ計画(Individualized Written Rehabilitation Plan)を体系的に作成していくことができないので、これを取り入れるために評価施行計画を立て、推進中である。

第三に、オーダーメイド型進路職業教育(Customerized Career Development & Vocational Training)は、ナザレ大学を重点に推進、開発、施行している内容だ。

聴覚障害学生通訳士資格取得教育をはじめ、視覚障害のある教育者、肢体障害学生の点訳者などがあり、また知的障害のある学生のリハビリ補助士養成教育プログラムを忠南発展研究員とともに開発、施行している。さらに進路職業開発研究所主管で、オーダーメイド型コンピューター教育と援助付き雇用モデルプログラムもあるし、総合人力開発センターと(株)ブイル情報リンクとの共同で、ナザレ支援コールセンターも運営されている。

特に総合人力開発センターでは、ナザレ大学のすべての学生を対象としてポートフォリオを作成しており、職業進路サポートサービスプログラムであるNa Starによって、障害類型別サポートサービス体系も構築されている。

第四に、適合職種就業斡旋(Adjustment job placement)がある。

韓国では、視覚障害者の場合、按摩が留保職種になっている。また、100人以上企業や雇用主に2%程度の雇用割当制制度があり、380余の職業リハビリ施設での保護雇用制(Sheltered Employment System)や、支援を通じて働き口を得るようになる援助付き雇用(Supported Employment)制度がある。

このような国家による雇用政策に応じて障害者雇用が行われているが、障害類型別適合職種はさらに開発されなければならない課題だと考えられる。ナザレ大学ではさらに、韓国最高の障害学生高等教育機関として、障害類型別に適正な雇用先の開発と配置に全力を傾けている。

いくつか事例を提示するとすれば 2005 年のダウン症の卒業生は、映画俳優になった。また聴覚障害者の社会福祉士、通訳士、視覚障害者の点字端末機開発技師などの例がある。

五番目に、事後管理(Follow up / After care) 体系を構築している。ナザレ大学は韓国障害者雇用促進公団(KEPAD)とともに、雇用維持のためのシステムを講じて推進する ABLE モデル完結版を構築、促進している。この教育は、job coach などの人的支援、雇用奨励金などの物的支援、そして雇い主の各種インセンティブを支援する社会的サポートなど、3つのパーツによって構成される。

このような支援によって満足な職業生活のための事後管理を実施しているのだ。

ナザレ大学障害学生高等教育の現況及び示唆

1 ナザレ大学障害学生現況

1) 障害学生入学現況

ア 特別選考現況

96年に障害学生特別選考が始まって以来、漸次障害学生の受験者が増えており、2003年に学生定員を大幅に増やして以後には、より一層受験生と選抜人員が増加している。特に2007年度新入生の場合、83人の募集に対して166人が受験し、65人を選抜するに至った。今後、障害のある優秀な学生たちがさらに受験し入学してくることを予想される。

<表 1> 障害学生特別選抜現況

年度	96'	97'	98'	99'	00'	01'	02'	03'	04'	05'	06'	07'
募集数	8	7	7	11	11	43	20	80	80	90	90	83
受験者数			15	17	32	59	81	81	114	127	80	166
合格数			6	10	10	37	16	48	56	60	53	65
競争率			2.1	1.6	2.9	1.4	4.1	1.0	1.4	1.4	0.9	2.0

イ 障害学生在校生現況

障害学生選抜人員が毎年増加することによって ナザレ大学の障害のある在校生数も毎年増えており、現在2007年度には257人に至っている。

表 2 障害学生在校生現況

年度	2003	2004	2005	2006	2007
学生数	142	167	217	239	257
前年比	-	17.6%	29.9%	10.1%	7.5%

ウ 障害類型別学生数

2003年度には全142人の障害学生の中で、肢体障害のある学生が67人、約47.2%と割合が高かった。しかし多様な障害学生の誘致に尽力した結果、2007年度には肢体障害のある学生の割合が約37%で低くなり、視覚障害、聴覚言語障害、その他障害学生たちの割合と学生数が増えるようになった。このような現象は、2007年度の聴覚障害者を対象に入学機会が与えられたユニバーサルデザイン学科と、視覚障害者を決まった割合で選抜する点字文献情報学の新設が要因として分析される。

表3 障害学生別障害学生現況

年度	2003	2004	2005	2006	2007
視覚障害	25	31	42	42	54
聴覚言語障害	37	43	57	64	77
肢体障害	67	73	87	99	95
その他	13	20	31	34	31
合計	142	167	217	239	257

2) 障害学生卒業現況

ア 年度別性別卒業生数

卒業生数が10名以上である2003年以後、卒業生における女学生の割合が50%以下であり、若干男子学生の割合が高い。

表4 年度別性別障害学生卒業生現況

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
全体	6	7	4	12	14	30	24	50
女性	2	2	3	5	7	11	9	21
女性比率(%)	33.3	28.6	75.0	41.7	50.0	36.7	37.5	42

イ 専攻別卒業生数

2000年から2007年までの全卒業生数147人のうち63人が人間リハビリ学科、41人が社会福祉学科を卒業したと集計された。また2007年には50人中19人が人間リハビリ学科を卒業するほど、人間リハビリ学科の比重が大きいことが分かる。これは、漠然と障害者だからという理由で人間リハビリ学や社会福祉学を選択して入学した結果だと思われる。

表5 専攻別障害学生卒業生現況

学部	専攻	00	01	02	03	04	05	06	07	合計
神学部	神学					1	2			3
	音楽牧会学							2	1	3
	基督教教育								2	2
	テコンドー宣教学								1	1
リハビリ学部	人間リハビリ学	6	6	1	3	9	11	8	19	63
	リハビリ工学						1			1
	言語治療学						1		3	4
社会福祉学部	社会福祉学			2	8	3	9	5	14	41
国際学部	英語学			1			1			2
	秘書行政学									
特殊教育学部	幼児特殊教育				1	1	1	1	2	6
	特殊教育						2	3	2	7
情報メディア学部	電算情報学							5	2	7
	情報通信学								1	1
	インターネット情報学								1	1
経営学部	経営情報学						1		1	2
音楽学部			1				1		1	3
合計		6	7	4	12	14	30	24	50	147

ウ 障害類型別卒業生数

過去、各障害別の卒業生数に大きな変化は見られなかったが 2007 年には肢体障害学生の卒業生の割合が 50% が越えている。しかし、2003 年度以後の入学生の障害学生の割合が平準化されており、今後は各障害別卒業生の割合が平準化していくものと期待される。

表6 障害類型別障害学生卒業生現況

区分	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
視覚障害	2	1	1	5	4	8	7	3
聴覚言語障害		4		3	6	6	3	13
肢体障害	4	1	3	3	4	12	12	26
その他		1		1		4	2	8
卒業生	6	7	4	12	14	30	24	50

2 ナザレ大学 障害学生高等教育サービスサポート内容及び体系

1) ナザレ大学障害学生高等教育サービス内容

ア 支援活動現況(支援学生数: 415 人)

2007 年 12 月現在支援者の総数は 415 人であり、ワード作業をする支援者が 205 人と 50% 近い割合になっているし、また講義代筆 163 人、文字通訳 98 人、試験代筆 44 人で、移動・生活

支援ドムイも 30 人に至っている。

表7 支援活動現況

区分	ワード	手話通訳	文字通訳	試験代筆	チューター	講義代筆	移動・生活	その他
支援学生	205	21	98	44	42	163	30	40

イ 点字音声、電子図書などのコンテンツ開発支援

漸次図書の製作支援しており、2007年に117冊を点訳支援した。音声図書で106冊、手話字幕挿入コンテンツ開発支援も120種に至る。障害類型に適切で多様なコンテンツを開発支援している。

ウ 学習機材貸し出し

肢体障害や脳性マヒの場合、主に移動権保障のための車椅子支援が行われている。2007年一般車椅子11台、電動式車椅子14台を支援した。聴覚障害者への手話通訳士の配置、ノート・パソコン貸与、視覚障害者への点字端末機と読書用拡大鏡、拡大できるソフトウェアなども提供している。

特に重度脳性マヒ用のオーダーメイド型学習用椅子の開発提供も行っている。

表8 学習機材貸与現況

区分	聴覚障害支援	視覚障害支援	肢体障害支援	備考
品目別貸与件数	車いす(一般・電動)		2	一般11/電動14
	ノート型パソコン	1244	5	
	点字端末機		4	
	読書拡大鏡		4	
	移動型車いす用机			1
	画面拡大ソフト		2	
	点字プリンタ		1	
合計	1244	18	26	

エ ナザレ大学障害学生統合高等教育と進路職業のための遂行課題

ナザレ大学では、障害学生の産業人材化と非障害学生の実務型専門人材養成のために、多様な教科課程を開設・推進している。障害者と非障害者がペアで参加する職場体験プログラムをはじめ、視覚障害者の分野では点字教育班、点訳者養成班などが運営されており、また聴覚障害者の分野では韓国手話教育、アメリカ手話教育、中国手話教育、日本手話教育をはじめ、国家公認手話通訳士予備班も運営している。

肢体障害者の分野では、身体・視覚連合英語教室の開設などあり、肢体障害者のピア支援者も育成している。

表9 2007年度特別教科課程及び行事

区分	行事名	内容	その他
全体	支援者発会式	障害学生の大学生生活に必要な学習支援・生活支援のための支援活動関連教育及び発会式として、12～14時に開催	300余名の参加 新聞、放送等のメディア及び関係者参加
	SND学生のための公聴会	特別な教育的要求をもつ障害者のための公聴会実施	国会議員、国会研究団体、知的障害者協会、障害者父母の会等の関係者及び学生200名余り
	“ABLEモデル”同伴職業体験	障害学生及び非障害学生の1対1の同伴での職場体験。授業履修後、適正に応じて配置（100名定員）	教育人的資源部、大学障害学生支援優秀プログラム選定チーム（154,600,000ウォン国庫支出事業）
視覚	点字教育班	ハングル点字教育	視覚障害者1名、晴眼者10名
	点訳士養成班	晴眼者点訳者及び視覚障害学生教育者資格取得教育	7名の修了と3級ハングル点訳士（晴眼者）1名、教育者（視聴覚障害）1名の合格
	プラリス集会	視覚障害学生の親睦会及び神に親しむ力の向上のための集会	2回の集会でのべ63名参加
聴覚	国家公認手話通訳者予備班	聴覚障害学生支援者のための国家公認手話通訳士2次試験のための準備	1次試験に合格した支援者7名を対象として実施。最終的に4名合格。
	教職員手話教育	1学期に実施した手話教育の上級課程として、申請した教職員に対して実施	
	ナノン会集会	毎週水曜午後7時、学業と聴覚障害学生の生活に関する情報教育及び親睦	聴覚障害学生約60名参加
	韓国手話教育	毎週水曜日、韓国手話が未熟な学生と支援者への教育	聴覚障害学生及び支援者15名参加（講師：手話通訳者）
	米国手話教育	毎週金曜日、米国の障害動向等情報交流を実施	中国の聴覚障害学生及び支援者12名が参加（講師：ロマフランク教授）
	中国手話通訳	毎週水曜日、中国の聴覚障害者の生活及び手話教育	日本の聴覚障害学生及び支援者5名参加（講師：ソン・チョン）
	日本手話教育	ユニバーサル・デザイン学科の学生とその他の聴覚障害学生が、2班に分かれて日本手話教育実施	専門手話通訳士及び聴覚障害学生が2班で18名参加（講師：桑原えみ）
肢体	身体&資格英語教室	肢体及び視覚障害学生が卒業後に職場生活を送る際に必要な生活英語学習の実施	肢体障害学生5名と視覚障害学生10名、支援者15名が日常生活に必要な会話練習
	肢体障害学生集会	肢体障害学生の親睦及びオンライン集会のための集会	肢体障害学生及び支援学生30名参加

2) 障害学生高等教育支援センター設置及び総括管理

障害学生高等教育支援センターがあり、障害学生高等教育全般を総括管理している。このセンターには教授級のセンター長と、視覚、聴覚、肢体、知的といった障害類型別サービスを統括する4人の副センター長がいる。このセンターは、行政支援チーム、学習支援チーム、ABLE

Job チームに分かれてサービスを支援し、進路職業に対する相談教育を支援している。特に進路職業開発研究所を通じて障害類型別職種開発と職業探索をする上で、韓国障害者雇用促進公団と連携し、雇用を促進している。

同時に、校内関係機関との連携サービス支援事業もあり、生活リハビリ体育研究所を中心に障害学生健康増進のために努力しているし、進路職業開発研究所は障害者に相応しい職種開発をしている。また自立統合生活研究所を通じて自立生活と統合生活を支援している。具体的内容は <表 10>に示すとおりである。

図 1 障害学生高等教育支援センター組織図

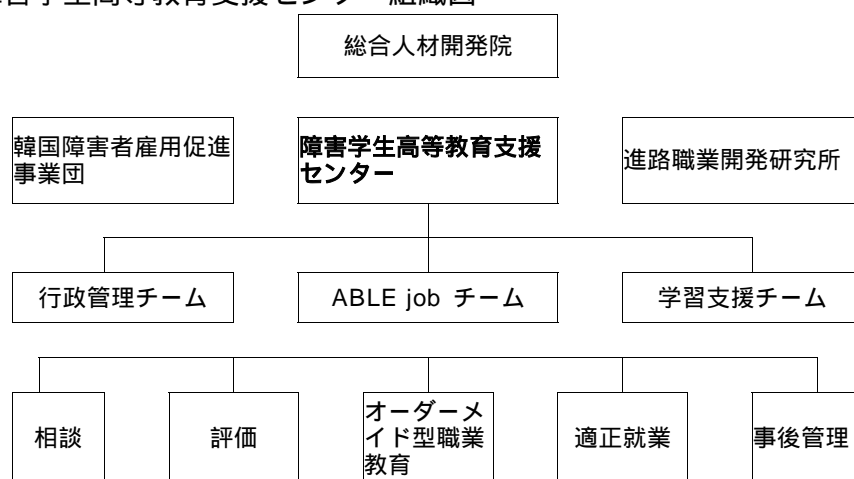


表 10 校内関係機関連携サービス現況

主幹部署	事業名	支援内容	備考
生活リハビリ体育研究所	スポーツ団支援事業	障害学生健康増進及び競技能力向上のためのトレーニング及び大会活動支援	
進路職業開発研究所	職業開発及び職場配置事業	障害学生職業開発職業配置支援	プログラム開発及び運営
学生生活相談センター	心理検査及び相談支援事業	障害学生の個人的成長及び適応能力向上のための検査支援及び相談支援	
社会奉仕センター	障害学生社会奉仕支援事業	障害学生社会奉仕活動及び現場実習支援	
自立統合生活研究所	重症障害学生支援事業	障害学生自立生活権確保のための活動補助支援	寄宿舍移動及び生活補助
言語聴覚センター	意思疎通障害学生支援事業	障害学生の意思疎通技術訓練及び能力向上のための支援	聴覚及び発達障害学生

3 ナザレ大学 障害学生高等教育の特長と示唆

1) 韓国 4 年制大学最多の障害学生在籍

ナザレ大学には 2007 年現在、257 人の障害学生が在籍している。この数値は韓国の 200 余の 4 年制大学の中で最多の障害のある学生が在籍していること、また大学全体の定員 5000 人余りの中で障害学生数が 257 人と 5%を越える割合で、韓国では断然最大の数字となっている。人間リハビリ学と、手話通訳学科、言語治療学科、リハビリ工学科があるリハビリ学部と社会福祉学科、青少年福祉学科、老人福祉学科のある社会福祉学部で障害学生の割合 60%を上回るが、特殊教育学部、国際学部、経営学部、音楽学部、電算情報学部、デザイン学部などにも障害学生がいるなど、33 個の全学科と専攻に障害学生がいる特徴を持つ。これは障害学生の入学を大学学科全体に門を開いておいた結果だ。

2) 知的障害者など SND への高等教育機会提供

障害類型も視覚障害、聴覚言語障害、肢体障害、脳疾患障害は言うまでもなく、精神遅滞や自閉症などの全般的発達障害を含む SND(Special Need Disability)も統合高等教育の機会を与えているという特徴がある。

知的障害(精神遅滞)、自閉症(発達障害)などを公式に入学させ、個別化したオーダーメイド型教育課程を開発して施行する大学院は我が国では他にない。

1995 年からのナザレ大学での障害学生特例入学制度導入、統合高等教育を実施する中で、知的障害(精神遅滞)学生の入学する事例が出てきた。

2007 年度には全 257 人の障害学生の中で知的障害(精神遅滞)、自閉症(発達障害)などのいわゆる「学習障害」(Learning Disability)のある人が 31 人学んでいる。

もともとナザレ大学の入学要綱には視覚障害、聴覚障害、肢体障害とあるが、知的障害(精神遅滞)や自閉症(発達障害)の場合、情報高等学校など実業高等学校卒業者たちが、面接なしに入学することのできる学科に入ってくるようになった。ナザレ大学当局は入学した学生はできるだけ大学生活を営むことができるように、支援センターを通じて学習福祉支援をする一方で、補習教育プログラムも実施してきている。

その結果、2005 年卒業生であるダウン症のカン・ミンフィ君がアジア最初の映画俳優になって旺盛な活動を広げるなど、卒業生も多方面に社会進出をしている。

それにもかかわらず、いまだにナザレ大学ですら知的障害(精神遅滞)者に高等教育の機会を完全には提供することができていない。相変わらず入学願書には知的障害(精神遅滞)は排除されている。また、知的障害(精神遅滞)者高等教育自体に対するナザレ大学の教授や学生そして構

成員たちからさえ論難がある。

これに対して、“大学という空間がもっている機会と支援を必要とする多様な人々が選択できるようにするという観点への転換”への合意を調達しているところであり、また大学の重要な機能のひとつとして“人格陶冶の場”としての役割を強調しているところだ。

すなわち、大学は本格的な自己開発の機会であり、本格的な社会化過程の橋梁としての役割も含みもつものなのだ。

このような機能をもつ大学は、適切な社会適応技術の養成とともに、自己実現、目標達成の基礎センターとしての役割を持つことができる。知的障害(精神遅滞)者の場合、IQが低いとしても適切な適応技術を持っている場合がある。個人的な訓練を実施して、動機づけを行い、多様な経験ができる機会を提供して、適切な社会的環境を醸成することで、知的障害(精神遅滞)の適応技術を発達させることができる。なおかつ、大学を通じて人格陶冶が成り立つことにもなる。

また、知的障害(精神遅滞)者も大学教育を通じて“人とは異なる能力がある人(The differently Abled)”としての概念を定立し、知的障害(精神遅滞)者の長所発掘と特性開発、さらに職業人としての成長発達につながることを期待している。

SND (Special Needs Disability) 課程設置の基本方向は次のようなものである。

SND 進路開発統合高等教育による要求への対応

知的障害(精神遅滞)のある学生たちは、特殊学校や高等学校を卒業しても専門大学、技能大学、一般大学に進学する道が閉ざされており、高等教育進学機会が制限されているために、家族たちの要求は増していく一方、こうした要求を障害者福祉館や保護作業所で一部吸収している。進路や転換教育において、放置または退行現象の発生に対する改善策として、一般大学で知的障害(精神遅滞)者たちの高等教育の機会を提供することで、知的障害(精神遅滞)者の家族の要求に応えている。

第二、障害特性化大学の専門性活用

天安市にあるナザレ大学は、設立初期から多様な障害学生を特例入学または定員外入学で受け入れてきており、現在約 300 人の障害学生が修学している。このうち 30 人余りの学生が知的障害者であり、多様な学科で学んでいる。しかし、彼らを特別に支援して職業進路を決めて育成する支援システムが必要である。一步進んで専門職業教育を受けたり、就業を希望する障害学生のために、職業教育を通じてこれらの進路を模索する新しい学部新設が望ましい。

第三、リハビリ人材従事者育成及び配置

ナザレ大学は、教育人的資源部の特性化事業で障害者を支援するリハビリ人材養成及び配置に関する事業を展開しており、肢体障害、知的障害(精神遅滞)、視覚障害、聴覚障害に関して、特別に高等教育統合支援運営委員会を置いて専門的研究を繰り返してきた。したがって、知的障害(精神遅滞)に対する専門性を確保している大学が、アジアで最初の知的障害(精神遅滞)者に対する統合高等教育過程のあるリハビリ自立学部を設置したのだ。

3) 障害専門学科設置による専門的人材養成

ナザレ大学卒業生の就業実態として既述したように、学部ではリハビリ学部と社会福祉学部の就業率が高いことは、相変らず韓国社会で障害学生が好む職種として、障害当事者と関連する分野に進出する職場が多いことと無関係ではないことを示している。

ナザレ大学は 2007 年度からアメリカのロチェスター大学、日本の筑波技術大学の協力で、聴覚障害者中心のユニバーサルデザイン学科と、視覚障害者中心の点字文献情報学科の新設によって、今後は韓国社会における新しい分野の障害者専門職種の専門人材養成を予告している。

結論及び提言

ナザレ大学では、障害の弱点よりは長所を見る概念、すなわち “The differently Abled” を定義している。特に障害類型別職業特性を考慮したりハビリ計画を作成して、進路職業及び就業を模索している。ナザレ大学での障害学生進路職業及び雇用に対する支援政策については、ABLE モデルを開発適用している。支援(Assistance)を通じて障壁除去(Barrier Free)をはじめ、自立、統合的な学習と生活(Living)を保障する窮極のオーダーメイド型進路職業教育を土台に雇用(Employment)を実現させている。

特に Counseling から Evaluation、Customerized Career development & Vocational training をはじめ、Adjustment job placement、follow up サービスまで提供しようと努力している。特にナザレ大学は、視覚障害、聴覚障害、肢体障害だけでなく知的障害、自閉症など、教育の弱者たちに高等教育の機会を提供して学習権を保障するばかりでなく、生活権までも担保しているので、今後のナザレ大学を通じて韓国の障害者高等教育の新しい場が開かれていくことが予想される。その上で、ABLE モデルを通じて高等教育だけでなく進路職業開発及び就業プログラムを実施し強化する一方、障害学生高等教育支援センターに ABLE job チームを常設・運営し、職業まで保障することによって、名実ともに韓国最高の障害者統合高等教育の場になることで期

待される。これに伴い、ナザレ大学はリハビリ福祉分野のグローバル・ハブ大学として育成発展する計画を立てている。日本の神戸大学とともに日韓障害者高等教育の活性化と発展に寄与することだろうと思う。したがって今後、日韓障害者高等教育発展のためのセミナー開催をはじめとした日韓障害者高等教育フォーラムを提案しようとしているところである。

(訳： 津田英二)

障害大学生の人権保障と個別学習支援システムの研究 (抄訳)

ジョ・ヨンギル

序論

1 韓国障害学生の実態

韓国の特殊学校・特殊学級及び普通学校における特殊教育対象者は、現在約 65,940 名で、その数は近年増加傾向にある。この内の約 10%が大学や専門学校などの高等教育機関へ進学し、その進学者の約半数は専門学校ではなく大学へ進学している。進学者の大多数は身体・視覚・聴覚障害の学生であるが、知的障害の学生もごく少数ではあるがその中に含まれている。

高等教育機関へ進学している障害のある学生にとっての平等は、機会的平等・比例的平等・数量的平等から説明できる。これらは、学生募集や入試の段階で選択する機会を障害のある学生にも保障し、教授方法や学習支援・学内施設の質的・量的な整備によって障害に起因する能力不足や差異を狭めていくことで平等に教育を受ける権利を保障していくことを意味している。このような総体的学習支援を通して、「平等な教育」の発展を図り、障害のある人が社会の一構成員として生活を送ることができるように保障していくことが障害のある学生を大学で学習支援していくという取り組みの本来の目的である。しかし人権的観点からいえば、多くの大学における障害のある学生への学習支援はまだまだ十分ではないのが実情である。本来の目的を達成していくためには障害のある学生の通学・学習支援、学内整備など大学生活のあらゆる側面を総体的に支援していける障害学生学習支援センターを設置し稼働していく必要があるといえるだろう。

全国の大学における障害学生現況 (2007 年)

区分	障害学生			計		
	1～3級	4級	5級以下			
4年制	国公立	22校	750	174	486	1410
	私立	65校	1160	142	382	1684
	小計	87校	1910	316	868	3094
2年制	国公立	1校	138	14	21	173
	私立	40校	216	21	60	297
	小計	41校	354	35	81	470
総計		128校	2264	351	949	3564
	ナザレ大学		231	12	14	257
						4年制基準で 8.3%

出典：教育部特殊教育政策課 1546 (2007.04.06) 資料

2 ナザレ大学での高等教育の現況

2007年現在、257名の障害学生が在籍しているが、この数は韓国の200余りの4年制大学の中で最多である。また、大学全体の定員5000余名中257名(5%)という障害学生の比率も全国の大学の中で最も高い。

人間リハビリテーション学科、手話通訳学科、言語治療学科、リハビリテーション工学科のあるリハビリテーション学部と、社会福祉学科、青少年福祉学科、老人福祉学科のある社会福祉学部で、障害学生の比率が60%を上回っているが、特殊教育学部、国際学部、経済学部、音楽学部、電算情報学部、デザイン学部等にも障害学生がいるなど、33の全学科と専攻に障害学生が在籍しているのが特徴となっている。これは、障害学生の入学の門戸を大学全体で開いていることの結果である。

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、脳疾患障害は言うまでもなく、知的障害、自閉症等の全般的発達障害を含むSLD(Special Learning Disability)まで、統合的に高等教育の機会を与えているという特徴もある。

ナザレ大学卒業生の就職実態において、リハビリテーション学部と社会福祉学部の就業率が高いということは、依然として韓国社会で障害学生が選ぶことのできる職種が障害当事者と関連した分野に多いということと無関係ではないと思われる。

最近、ナザレ大学は2007年度から米国のロッチェスター大学、日本の筑波技術大学の協力を得て、聴覚障害者中心のユニバーサルデザイン学科、及び視覚障害者中心の点字文献情報学科を新設し、今後の韓国社会に新しい分野の障害者専門職種の専門的人材養成を予告している。

ナザレ大学は15年前の開講当初から障害学生選抜に対して特別な関心をもって支援を行っており、普遍的入学機会付与と入学後の多様な障害学生の学習支援方法を研究してきた。その結果、大学では障害学生たちを体系的に支援するための障害学生高等教育支援センター、進路職業開発研究所、自立統合生活研究所、リハビリテーション工学研究所、ナザレ言語聴覚センター、生活リハビリテーション体育研究所、障害者スポーツセンター、障害者の優先入居が可能な生活館を準備し、障害学生への総合支援システムを完成させた。

障害学生高等教育支援センターは、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、知的障害の領域を中心として、手話通訳者支援、点字翻訳、代筆サービス、ノート型コンピュータや補装具の無料貸与、多様な学習装備の支援と貸与を通して、障害者の学習能力を直接的・間接的に支援している。

自立統合生活研究所は、重症障害学生のために、進路教育、適合職種開発、現場訓練・現場体験など、知的障害学生たちが社会に出る前に地域社会に容易に適応し、雇用と就業がうまくできるよう教育を実施している。これらのセンターは、相互に網の目のような協力関係によって情報を共有し、障害学生が4年間の学習を自発的に進めていけるよう、プログラムを持続的に強化している。

障害学生の学科ごとの傾向をみると、2000年から2007年までの卒業生147名中63名が人間

リハビリテーション学科、41名が社会福祉学科を卒業している。2000年には50名中19名が人間リハビリテーション学科を卒業していることから分かるように、人間リハビリテーション学科の比重が大きかった。これは、ただ漠然と障害者だからという理由で人間リハビリテーション学科か社会福祉学を選択して学ぼうとする結果だと考えられる。当初、ナザレ大学の入学要項には、「視覚障害、聴覚障害、肢体不自由」とあったが、知的障害や自閉症の場合、情報高等学校などの実業高等学校を卒業した人たちが面接もなく入学できる学科に入学してくる場合が多かった。ナザレ大学当局では、入学した学生はできる限り大学生活を誇り高く送ることができるよう、障害学生高等教育支援センターを通して、学習・福祉支援をする一方、補習教育プログラムも実施している。

ナザレ大学障害学生現況

学年度	2003	2004	2005	2006	2007
視覚障害	25	31	42	42	54
聴覚言語障害	37	43	57	64	77
肢体不自由	67	73	87	99	95
知的障害	13	20	31	34	31
合計	142	167	217	239	257

本論

1 障害学生の選抜

障害学生選抜対象者は、障害者福祉法第29条による障害者登録を必要とし、特殊教育振興法第10条規程による視覚障害、聴覚障害、肢体不自由（脳性麻痺を含む）等、各形態の障害者を集中的に考慮せねばならず、選考方法にあつては、選抜対象者に対して事前審査や制限のない願書受付を実施し、障害の程度が入学基準としてカウントされないようにしなくてはならない。また、募集単位別に、同じ基準に従って選抜しなければならない。選抜定員は学校の事情によって配分を変えることができると規定されている。

2 学内アクセシビリティの確保（略）

3 障害学生への個別支援の種類と方法

1) 新入生統合オリエンテーション

.....障害学生を含む全新生に対して、一般的オリエンテーション以外に人権教育を実施。

2) 学習権保障運営委員会

……個別の記録管理、支援方法の選択、人権差別や苦情の処理、障害学生の持つ問題の効果的な解決を担当。委員構成は、50%が障害当事者で、他に教授、事務方、学習支援センター、非障害学生、寄宿舍管理人、障害学生の親。

3) 障害学生支援チーム

……学習支援と学習相談を担当する専任助教1名と、障害学生支援者2名を配置。学生支援者は必要に応じて人数を調整することができる。彼らには、講義助教奨学金と勤労奨学金の名目で報酬が支払われる。学生支援者の場合、ボランティア活動としても単位認定(2単位分)される。学生支援者は、特別選抜で入学した障害学生の移動、学習及び試験等を支援する役割を担い、助教はこれらを統括する。

4) 障害学生差別禁止に関する学則

……次のような条文を新設する。「本校では、学生が性、宗教、人種、障害、国籍(地域)等の事由で学事及び学生活動に差別を受けることはない。」

5) 学習支援機器無償貸与支援サービス

6) 学習支援者配置サービス

7) 評価支援サービス

……中間・期末考査に関する支援

8) 奨学金支援サービス

9) 生活・障害学生進路指導及び相談サービス

10) 寄宿舍提供

結論

障害学生の個別支援には、まず第一に、事情に応じた支援範囲と時間を文書で明文化することが必要である。第二に双方が相互の時間と約束を厳守することが必要である。第三に、支援者は受益者の視点から考えて受益者の立場に立って一緒に活動することが必要である。第四に、障害学生個々人の特性を理解し、学習難易度に応じた支援の違いを理解しなければならない。第五に、障害者の移動、手話通訳、点訳及び録音といった支援は、プロの精神を持って支援しなければならない。しかしながら、人を相手にするすべての組織では、常に人間関係形成を最優先される。

障害学生の学習権の平等は、ボランティアや一時的な人間関係での支援では達成できない。そこで大学当局の障害学生支援センターを中心として、学則を根拠とした制度内で活動支援することが切実な課題だ。

障害当事者の自己決定権と当事者の申請主義に基づいて障害学生の学習支援体系を構築し、また支援対象者へは一時的支援ではなく障害者の人権として学習を支援することからも、偏見をなくさなければならない。したがって、障害学生の学習を支援する学生には、特別奨学金を学校から支援されたり、手当を支給されなければならない。障害学生の学習を支援する者は、

一定時間の障害特性の理解について教育を受けなければならない。

障害学生を支援する制度は、アメリカの自立生活に由来する PAS（公的個別支援制度）の一部と考えることができる。支援者是对価を受け取り、時間管理された職業人として相手の人権と尊厳を尊重せねばならず、相手の要求に対する適切な対話と理解が必要とされる。私たちの大学は、障害学生支援のために障害学生支援委員会、障害学生高等教育支援センター、障害学生進路開発及び相談、個別的学習支援者の配置、アクセス可能な施設や設備の設置、障害特性に応じた装備支援、寄宿舍優先提供、自立生活センター運用等、多様な障害学生支援システムが提供されているのだが、障害学生人権委員会、障害学生文化支援センターがなく、障害学生は大学卒業まで、まともにミーティング（合コンのような集団お見合い）の一回もできないというのが実状だ。統合高等教育というのは学習と生活を意味するのであり、大学生活でミーティングの一回もできないというのは 2% の不足だ。

（韓国ナザレ大学進路職業開発研究所、2007 年）

（清水愛孔子・津田英二抄訳）

韓国における社会福祉館の現状

立教大学大学院コミュニティ福祉学研究科
李秀貞(イスジョン)

社会福祉館の定義



- ・ 地域社会において一定の施設と専門家を備えて地域社会の人的・物的資源を動員し、
- ・ 地域社会福祉を中心とした総合的な社会福祉サービスを提供する社会福祉施設である。

2

社会福祉館の目標

社会福祉サービスのニーズを持っている全ての地域社会住民を対象にして、保護サービス、在宅サービス、自立能力を高めるための教育訓練など、彼らが必要な福祉サービスを提供し、家族機能の強化及び住民連帯感の助成を通じて、地域社会問題を予防・治療する総合的な社会福祉サービスの伝達機構として、地域社会住民の福祉増進の中心的な役割を担う。

3

社会福祉館の沿革

胎動期(1906年 - 1944年)

- 特徴: 女性の地位向上と貧困の解決。ほとんどの社会福祉館の設立と運営が外国の宗教団体による民間の主導。

1906年	ウォンサンの隣保館運動から社会福祉事業の動き
1921年	ソウルで初めてテファ女子館設立
1926年	ウォンサンのボヘ女子館設立
1930年	ソウルで隣保館設置

4

社会福祉館の沿革

形成期(1945年 - 1979年)

- 特徴: 直接サービス機関の発達。地域社会の組織事業「セマウル運動」。

1975年	国際社会福祉館連合会の会員国加入
1976年	韓国社会福祉館連合会設立(22箇所社会福祉館)

5

社会福祉館の沿革

拡大期(1983年 - 1999年)

- 特徴: 貧民地域運動の急激な展開

1983年	社会福祉事業改正で社会福祉館運営の国庫補助
1988年	社会福祉館運営の国庫補助事業の指針樹立
1989年	住宅建設促進法などにより、低所得層の「永住賃貸アパート」の建設の際、社会福祉館設立を義務化
1989年	社会福祉法人の韓国社会福祉館協会の設立

6

社会福祉館の沿革

定着期(2000年 - 現在)

- 特徴: 地域中心性の強調。専門性の強化。
在宅サービスの拡大など。

2001年	全国342箇所設置・運営
-------	--------------

- 現在の分布率

: 全国397箇所(2006年末)

7

社会福祉館のサービス

分野	優先プログラム
家族福祉サービス	・個人及び家庭問題などの相談 ・放課後の児童保護プログラム
地域社会の保護サービス	・給食サービス ・デイサービス・短期保護所の運営
地域社会の組織サービス	・住民組織体の形成及び運営 ・福祉ネットワークの構築
教育・文化サービス	・老人余暇・文化プログラム ・児童・青少年のための社会教育プログラム
自活サービス	・就職・副業の案内及び斡旋 ・就職・副業の機能訓練及び共同作業所の運営

8

社会福祉館の課題と改善方向

課題: 予算の不足、人力の不足、制度の不備、
社会福祉間に対する国民の認識水準

改善方向: 政府の問題意識と改善努力、予
算・人力の確保、制度の整備

9

専門特化した福祉館 「障害人福祉館」

定義: 地域社会の在宅障害者を対象にして、
障害の査定と評価、社会心理と職業リハビリ、
特殊教育、医療リハビリなどの総合的なサー
ビスを提供する福祉施設

10

「障害人福祉館」



地域	福祉館	地域	福祉館
ソウル市	35	江原道	6
釜山市	6	忠北道	6
大邱市	6	忠南道	9
仁川市	6	全北道	8
光州市	3	全南道	11
大田市	4	京北道	9
蔚山市	3	京南道	6
京畿道	19	済州道	5

総計142箇所、うち特別市35、広域市28、地方79

11

専門特化した福祉館 「老人福祉会館」

定義: 無料又は安い価格で、老人に対する相
談、健康の増進、教養、レクなど、老人の福
祉増進に必要なサービスを提供することを目
的にする施設(「老人余暇の福祉施設」と定
義されている)

12

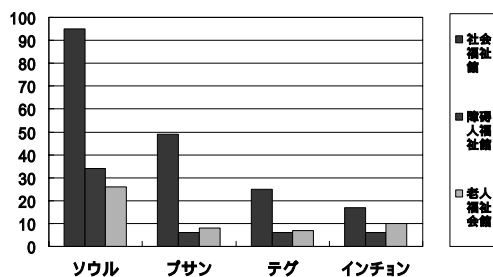
他の福祉館「老人福祉会館」

- 分布図
- :全国163箇所
- (2006年)



13

地域別の福祉館の分布図



14

社会福祉館の特徴

- 地域に位置
- 地域社会サービスの伝達体系の一つ
- 地域住民の総合的な共通の関心事に介入

15

社会福祉館の可能性

- 家族的な雰囲気
- 当事者とその家族の居場所
- 情報共有
- 仲間づくり

16

参考サイト

- 韓国社会福祉館協会 <http://www.kaswc.or.kr/>
- 韓国障害者福祉館協会 <http://www.hinet.or.kr/>
- 保健福祉部 <http://www.mohw.go.kr/>
- 韓国老人総合福祉館協会 <http://www.kaswcs.or.kr/>

17

ご静聴ありがとうございました。



18

佐々木信行のセルフ・アドボカシー・ヒストリー

ピープル・ファースト東京 事務局長 佐々木信行

1. どのように、知的当事者としての意識を強めてきたのか。

1) アメリカでのピープルファースト(PF)との出会い (1995年)

自立生活センターが企画した「カリフォルニア州 サーパーティド ライフ会議」に参加
ただ、アメリカに行ってみなかった。

そこで、カリフォルニアキャピタル PF のダニエル・メー氏の「元気ができるワークショップ」を体験した。
僕は、ダンス・パフォーマンス「チーム夢人間」で自分の気持ちを体で表現するワークショップをやっていたけど、ダニエル氏のワークショップは、司会者と参加者の会話していくうちに、
どんどん「自己決定」をしようとする気持ちが高まっていった。

そして、「どんな優秀な支援者の言葉より、当事者の言葉を聞くことが大切だ」とおしえてくれた。

2) PF 活動開始・支援者との対立 (1996年)

PF はなし合おう会(現 PF 東京)が設立し、月2回の定例会がおこなわれていた。

その定例会は、最初の数ヶ月は、支援者の A さんばかりが話をする会議だった。

これでは、PF にならないと思った支援者3人は、PF を日本に紹介した自立生活センターの身体
障害当事者へ相談に行った。

PF は知的障害当事者の会なのに、なぜ支援者だけで相談に行ったのか と怒った。

僕たちの会が、A さんから3人の支援者にコントロールされてしまうことがこわかった。

3) カミングアウト「知的障害」・PF事務所設立 (1996年～1997年)

知的障害の養護学校で勉強をしてきたけど、親の方針で愛の手帳(東京都の療育手帳)を持
っていなかったの、自分が知的障害であるとなかなか認められなかった。

アメリカの PF 知的障害当事者が、自分より立派にみえたことが、自分が知的障害と認められた
のかもしれない。

PF はなし合おう会事務局長として、みんなが集まる場所があり、そこで仕事ができることで、知的
障害当事者としての意識が強くなった。

4) 自立生活開始 (2002年)

入所施設から地域で自立生活を始めていく仲間が沢山いたけど、僕は在宅で親と暮らしていた
ので自分とは関係ないことだと思っていた。親がいるので、何で自立生活しなければならないのか
といつも親に言われていた。

でも、PF の仲間からも自立生活していない事務局長では、いくらPF運動の講演をしても説得
力ないといわれた。支援者から、地域でNPO法人を取得したのは、一緒に地域で暮らしていく
ためだと言われた。自立したPFの仲間や他の自立生活センターのスタッフから「佐々木は自立す
ることは難しい」と言われたことも悔しくて自立した。

5)施設内の虐待問題に立ち向かう (2003年～2006年)

知的障害の仲間に対しては、何をしても何も言えないと思われていることに怒りを感じた。

<七生福祉園溺死事件>

PFが近くにある知的障害入所施設七生福祉園のオンブズマンをしていて、月1回利用者の相談にのっていた。その施設で入浴中に利用者が溺死した。福祉園がオンブズマン会議に、A41枚で2～3行の事故報告をみて、原因を調べようとしないうちに腹がたった。両親は七生福祉園を訴え、PFは両親を支援し、弁護士会議をしたり、裁判傍聴したり、両親といっしょにたたかった。

<カリタスの家事件>

新聞報道で知ったカリタスの家事件については、2004年PFJが結成して緊急特別行動チームをつくって最初に取り組んだ虐待事件。全国の仲間が福岡に集まって、施設や県庁に行き抗議行動をしたり、地元で集会をした。その後、民主党や調査チームを送ったり、尾辻厚生労働大臣が調査したり、自分たちの運動が、政治的な動きと関係があることを実感することができた。

厚生労働省では、抗議活動の中で、交渉をして実際にカリタスであった虐待を役人に、目の前でお湯を沸かし熱湯のコーヒーをつくってみせたり、木酢液をコーヒーだと言って飲めるかどうか、などを体験させて、県と施設が「不適席な行為」としか認めなかったものを虐待だと言わせた。

6)GD案・自立支援法反対運動 他の障害団体との連携 (2004年～2005年)

2004年にスタートした支援費制度を利用して、多くの知的障害の仲間が地域生活を始めた。しかし、厚生労働省は、お金がかかりすぎると言って、支援費を減らそうとしてグランドデザイン案(2004年)や自立支援法案(2005年)を提案してきました。全国の他の障害の仲間といっしょに、闘ってきました。残念ながら2006年10月に法案が国会をとおってしまいました。

しかし、この3年間にわたって、毎年他の障害のある団体と協力して闘ってきたことで、他の障害者団体と多くの友人になることができたこと、障害者団体として行政と交渉したり、国会議員に働きかける運動に関わられたことは、大きな自信になった。

7)ピープルファーストジャパン(PFJ)設立 (2004年)

PFJを設立するために、4年間に渡って、議論をして会則をつくったことは大きな意味があった。

どのような組織をつくるべきか、協議会方式やブロック方式など難しい話だったけど、みんなで勉強して理解できた。総会が一番の決議機関であること、役員の役割や組織とは、たくさんの確認する必要があることなどを知ることが出来た。PFJ会員証が手元に届いた時に、多くの仲間は療育手帳以外に始めて手にした身分証明書でした。僕たちは、社会の一員であることを自覚しました。

PFJの結成大会には、PF香港とPFにーゼランドの代表を招待し、挨拶をしてもらったとき、世界の仲間といっしょに運動ができることが嬉しかった。世界育成会(I.I.)と国連の会議などに参加した時に、自分たちの席に「PFJ」というネームプレートを見た時、PFJは日本の全国組織であるだけでなく、日本を代表する組織なんだということがわかった。

8) GHで虐待された仲間を救いだし、自立生活とPF運動へ (2005年～)

GHで虐待されていたCPと知的障害のYさん(男性)は、不安定になると言葉が話せないこともあり、GHで暴れることが多かった。GHのK法人理事長は、Yさんをベッドに縛りつけたり、薬を飲ませて眠らせたり、入所施設に送ることもあった。僕は、YさんのGHに10日間泊り込んで、その実態をつかみ、東京の支援者の協力を得て、Yさんの自立生活プログラムに取り組んだ。Yさんは、K法人から3名のスタッフといっしょに介助派遣事業を開始した。同時、その地域でPFを立ち上げた。Yさんの自立とPFの設立できるまでは、ヘルパーや支援者のやり方に、当事者として口を出すことは難しかったけど、支援者まかせにはいけないと思うようになった。大きな自信になった。

8) 韓国の仲間へPFを (2007年)

PFJと韓国の仲間と一緒に実行委員会をつくって、DPI世界会議の中で韓日交流ミニミニ大会を開催した。僕たちは、カナダやアメリカのPF大会に参加したことをきっかけに、14回のPF大会をひらき、PFJをつくることができた。僕たちの経験をPFJの仲間と一緒に、韓国の仲間に伝えることができることは本当に嬉しかった。3日間の実行委員会の活動だったけど、韓国の仲間は、真剣に話を聞いてくれて、PFJの仲間と一緒に一生懸命準備に取り組んでくれた。僕は、韓国の仲間がPFをつくるまで支援していきたい。

2. 知的障害当事者は、どうすればセルフ・アドボカシーに出会えるのか。

1) 当事者から当事者へ

これを原則にしたいけど、現実はなかなか難しい。どうしても当事者と当事者の間には支援者が入ってしまう。直接相談を受けて、自分が中心になってPFを伝えることができたのは、13年の運動の中でYさんしかいないと思う。最初の相談やPFの問い合わせが、直接当事者からでなくても、当事者同士の関係につくりなおすように、一対一で話をするなどの努力している。

2) 非当事者から当事者へ

親・家族
学校
作業所
介助派遣事業者
地域生活支援者
施設職員
学識経験者

3) 重度知的障害のある人へどうするのか

佐々木やPFのメンバーは自分でできるけど、重度の人はどうするのかと良く聞かれる。PFは自己決定ができない人はいないと考えている。同じ知的障害という差別を受けている者として、PFのような当事者団体が代弁すべきだと思う。

ピープルファーストとLADDの狭間で垣間見えた「私」の当事者性

LADD事務局 安里芳樹

はじめに

私が、知的障害のある人たちとの付き合いを始めて、大学時代から通産すると今年でちょうど30年になった。そして、「セルフ・アドボカシー」の象徴的な団体である「ピープル・ファースト」と出会って、その半分の15年になる。また、「リーガル・アドボカシー」という考え方で出会い「LADD」という組織の事務局として14年が経過した。

今年1月24日の夜に、津田氏から今回のセミナーへの思いが綴られたメールが飛び込んできた。タイトルは「当事者性を育てる」「一体、誰が？ 誰の？ 当事者性を育てるというのだろうか？」この挑戦的なタイトルに惹かれ、読み進めるうちに、津田氏の熱い思いに爽やかな感動を覚えた。20分ほど考えてみた。

今回のレポートのために準備していた原稿やPPTを破棄し、現段階では、非障害当事者である「私」がこの15年間、＜ピープル・ファースト＞と＜LADD＞という組織の狭間から、垣間見えてきた自らの当事者性を独白した自分史を資料として、シンポジウムの俎上にあげてみようと考えた。この資料は、数日で15年間を振り返ったもので、当時の資料に十分に目を通すことができず、箇条書き＋メモの形になってしまったことはご容赦頂ければ幸いです。

(㊦は、事実というよりは、筆者個人のバイアスが強い意見とご理解ください)

1. セルフ・アドボカシーとの出会い (1993年)

<ピープル・ファースト>

1) 第3回 ピープルファースト国際会議トロント大会参加

当事者の存在感

とにかく、知的障害当事者が障害の程度に関係なく、誰もが堂々と人前で話ができることに驚かされた。それまでの日本での知的障害当事者は、原稿なしに人前で話をする人はほとんどいなかった。その発言者や発言内容の多様さに、当事者により運営されているという確かさがあった。一例は以下のとおり。

論理的な説明ができる人：作業所の存在が、私たちの一般就労を阻害していると模造紙にデータを示して説明する

情感豊かに伝える人：入所施設で、自分は如何にひどい虐待を受けてきたのかを涙ながらに語る。

自分の人生を語る人：自分の結婚や離婚の体験を語る人
自動車免許試験に何度も挑戦して取得した過程を語る人

名前だけを言う人：マイクの前で自分の名前だけを言って席に戻る人。

¶ それぞれの分科会に報告者はいるものの、何か言いたい人は、フロアに立てられたマイクの後ろに列を作って、自分なりに主張をする。主張した人には、参加者全員が拍手で賛辞を送る。その中にかなり多くの人が自分の所属と名前だけと言って席に戻る人がいた。その人たちにも同様に拍手に賛辞が送られる。無論、議論は白熱し、なぜ私に話をさせないのかと司会者に詰め寄る場面も多くあった。

「知的障害」というラベリング

知的障害という障害そのものよりも、「知的障害」という社会からのレッテルを貼られる事の方が、厳しい差別に直面することが多いことを知的障害当事者が指摘していた。

非当事者による支援の限界

P F 運動に関わっている知的障害のある女性が、私が施設職員と聞いて話かけてきた。

「私は、知的障害のある人への支援やケアをあなたより上手くできると思う。どうしてだかわかる？」

「それは、私は知的障害という社会の差別を体験しているから、あなたはわからないでしょう？」

「でも、私が上手にサポートしても、給料はもらえないのよ」

¶ このことは、一番の強烈な原体験として、今も自分の中で位置づけられる。

ICIDH (WHO 国際障害分類) に例えると、機能障害・能力障害・社会的不利の要素の中から、自分の中で、社会的不利により強くフォーカスを当てることになる。

P F 国際会議の本をつくる会

PF 国際会議は、誰もが強烈な体験だった。参加者それぞれの思いを本にしようという声があがり、参加者が定期的集まるようになった。

2) 福祉関係者が P F に期待していたものは？

¶ 漠然としてヒューマニズム

知的障害当事者が、自己主張することは良いことだという漠然としたヒューマニズムで受け入れられていた。七生福祉園では、トロント大会に参加するために、全園をあげてカンパに取り組み、壮行会・報告会を開催していた。

欧米からの情報に期待

92 年の世界育成会パリ大会 (I.I.) に参加した知的障害当事者と支援者が、世界育成会の本人部会の様子を紹介していた。全日本育成会東京大会では、本人の意見を表明し、その後さくら会が発足するなどの動きがあった。その動きのアメリカからの

情報の1つとして捉えられていた。

自己責任

知的障害当事者は、支援者の顔色を伺って生きていくという印象が強かった。当事者が自己主張することで、自己責任を認知してもらえるのではないかという期待があったかもしれない。

2. アドボカシー活動の端緒について (1994年)

<ピープル・ファースト>

1) 第3回全米セルフアドボカシー会議参加(米 ワシントンDC)

東京 静岡 大阪から当事者・支援者合わせて約20人が参加

2) 第1回全国知的障害者交流集会 (94年 大阪・大阪市) 参加者: 約100人

¶ 93年のトロント大会に参加したメンバーが、日本に帰ってからショックを受けたことを説明しても、多くの支援者は懐疑的であった。94年に、ワシントンDCで開催された全米セルフ・アドボカシー会議に参加したメンバーも同様なショックを受けたことにより、関西地域で機運が盛り上がり、全国知的障害者交流集会が、94年度内に開催されることになった。

この交流集会は、知的障害当事者が必要に迫られて開催してのではなく、支援者が中心になって進められたという感が強い。会議も、当事者が発言に詰まり、支援者が代弁する場面が多く、また、当事者運動を展開するために、当事者が現実の把握する力や論理的に話をするのが難しいを実感した。日米の知的障害という範疇が異なるのではないかという不安さえ抱くことがあった。この点では、一般就労している方が多い、育成会の本人部会に一日の長があるように思えた。

それでも、当事者は公の場で、発言できることの楽しさを実感したように思える。知的障害当事者団体として、日本で初めて大阪府の福祉担当者と初めて話し合いをもったことは、当事者にとって大きな自信になったと思われる。

<LADD>

1) LADD(リーガル・アドボカシー 障害をもつ人の権利) 設立 (94年)

川内美彦氏(バリアフリーを専門とした車椅子の建築家)が代表となり、障害当事者と法律家が協力して、日本にリーガル・アドボカシーを根付かせるために設立。

¶ リーガル・アドボカシーとは、

「アドボカシーとは、語源からすれば声を伝えるという意味で、リーガル・アドボカシーとは、声を集めて法律を梃子にして社会を動かしていくことで、簡単に言えば法律を味方につけるということなんだよ」 二日市安氏(94年)

日本で、障害者差別禁止法を制定するために、戦略的運動の展開を見通せる組織を

作ることを目的にスタートした。

3. 支援者というアドボケートとして (1995年~1999年)

<ピープルファースト>

1) 第4回ピープルファースト国際会議(98年 米・アンカレッジ) 参加

東京・大阪の当事者・支援者を合わせて40名参加

会場の一部屋を借りて、日本からの参加者とPF香港との交流をする。

2) 第2回全国知的障害者交流集会(95年 東京)「東京で・はなし合おう会」 100人

東京大会後「PF話合おう会」発足 日本で最初にPFを名乗った組織となる

3) 第3回全国知的障害者交流集会「神戸でみんなで話し合おう会」(96年 神戸) 300人

神戸大会後PF兵庫発足

4) 第4回全国知的障害者交流集会「みんなで静岡で話しあおう会」(97年 静岡) 500人

全国大会実行委員会を組織する。大会後PF静岡が発足

¶95年 東京大会実行委員会の中で、アメリカのPF運動を学んできた知的障害当事者は、「わからないことは、わからないと言おう」「PFは、自分たちの会だから、支援者の勝手はさせない」と言って、支援者ペースで進めていた準備を当事者のペースに合わせるために当事者が呼びかけて臨時会議を開催した。

神戸大会では、当事者がガイドヘルパーの使い方を支援者に説明したり、交流会でダンスパーティーを当事者が企画するなど、当事者の主体的参加が徐々に目に見える形になってきた。静岡大会では、初めて全国大会の実行委員会を組織し、大会前に全国の仲間が静岡に数回集まって実行委員会で、大会準備を行った。水戸事件(虐待事件)分科会のロールプレイでは、虐待をした社長役を当事者が、当事者役を支援者がすることを当事者が提案するなど、私個人として、セルフ・アドボカシーへの期待感が高まっていった。

2) 第5回ピープルファースト大会 in 奈良(98年 奈良・斑鳩町) 800人

大会名をピープル・ファースト大会と変更。最初の大ホール開催。

全体会 T.J.モンロー氏(PFオハイオ)基調講演

アンカレッジで開催された第4回PF国際会議に参加した当事者が一番感動したスピーチをしたT.J.モンロー氏に奈良大会での講演を依頼する。

¶次回開催地だった支援者が、当事者の了解なしに、他府県の団体の支援者に相談し、支援者だけで大会での開催は出来ないことを決めてしまった。このことに、PFはなし合おう会(東京)のメンバーが、当該団体の支援者に抗議をする。私もPFはなし合おう会の支援者として憤慨していたために、当該団体の支援者との間に軋轢が生まれる。

3) 第6回 ピーブルファースト大会 in 大阪(99年 大阪・高槻) 1000人

大阪の当事者のアイデアで、各県のプラカードをもって入場行進を実施する。

これ以降の大会では、この入場行進が伝統のスタイルをして確立される。

全体会では、サングループ事件と子育て・出産をテーマとする

¶ 大阪のPF関係者が事件発覚直後から、弁護団と一緒に活動してきたサングループ事件を全体会で取り上げたことは、その後、施設などの虐待事件にPF運動が関わっていく先駆けになったと思われる。

多くの人に参加してもらいたい、PFについてもっと知ってもらいたいという反面、大会運営が各地の事務局で出来る限界を超え、当事者が運営に関わることに困難性がみえてきた。

4) PFメンバーの脱施設 95年~97年

¶ 当時、私が勤めていた七生福祉園の利用者や生活寮利用者と、PFはなし合おう会のメンバーが、自立生活センター「グッドライフ」と協力を得て、施設から出て地域生活を開始する。PFはなし合おう会は、あくまでセルフ・アドボカシー団体として、グッドライフに自立生活支援に協力するとともに、当事者をモニタリングする役割を果たしていた。

<LADD>

1) リーガル・アドボカシーに関する派遣研修活動 95~97年

¶ サンフランシスコ湾岸地域のアドボカシー団体を中心に、障害当事者と法律専門家を二人一組で、6次にわたって派遣し、パークレーを中心に研修活動を実施した。公民権運動を歴史的背景から、障害のある人により起こされた裁判が立法事実の根拠となり、ADA(差別禁止法)制定させるための戦略であったことを知る。

2) リーガル・アドボカシー啓発活動 95年~96年

DREDF (Disability Rights Education and Defense Fund)

理事長 メアリー・ルー・ブレスリン氏 身体障害当事者

講演会(96年 東京 金沢 大阪 松山 熊本)

CNMHC (California Network of Mental Health Clients)

Executive Director サリー・ジンマン氏 精神障害当事者

人権ワークショップ(97年 東京 大阪)

¶ 「リーガル・アドボカシー」という耳慣れない言葉を理解してもらうために、ADAの制定に関わったDREDFの理事長であるメアリー・ルー・ブレスリン氏の講演

会と精神障害のある人の人権侵害事件に深く関わっているサリー・ジンマン氏の人権ワークショップを日本各地で実施した。

当時、ADAへの関心は、当事者ばかりでなく行政も強い関心を持っていて、各地で行政担当者への表敬訪問を積極的に受けてくれた。福祉サービスの担当者には、住民から虐待や人権侵害についての多くの苦情が寄せられていたこともあり、人権擁護は重要な行政課題でもあった。

東京都は、年に権利擁護センター「すてっぷ」を東京都社会福祉協議会に委託する形で開設されていた。当時は、行政が人権擁護機関を担うことに、それほどの違和感はなかったが、人権機関は、当事者側からアプローチすることの重要性を痛感させられた。

<LADD>

1) 精神医療ユーザーのホームページ開設(1997~)

「ひきこもり」が社会問題にする以前に、「ひきこもり」の方を対象としたホームページを開設した。開設以来3年で約12万件のアクセスがあり、「ひきこもり」が社会問題化するや否や、各マスコミから取材依頼が殺到するが、既に相当数の掲示板利用者がいたため、LADDとしては一切の取材を拒否した。マスコミ関係者として名乗った上で、掲示板からの掲示板利用者への取材依頼は認めた。

2) 障害をもつ人の権利カタログ作成(1998~2000)

障害をもつ人の求める権利を明確化する作業を行い、権利カタログとしてまとめ、各方面から評価を受ける。

<http://www.din.or.jp/~ladd/ladd.htm>

5. アドボケートとして(2000年~)

<ピープル・ファースト>

1) 第7回ピープルファースト大会 in 東京(00年 千葉市・幕張) 800人

¶全体会で、厚生省の大塚晃福祉専門官と舞台の上で、当事者が差別・虐待・地域で暮らすために必要なサービスのことなど、2003年度から実施される支援費制度について論議をする。

反省会で、当事者から「大ホールの運営でも自分たちは、もっと何かができるはずだ。このままでは支援者が運営する大会になってしまう」と提起される。

2) 第8回ピープルファースト大会 in 北海道(01年 札幌) 800人

¶大ホールの全体会で、初めて当事者が舞台監督を務める。

障害種別を越えたシンポジウム「人として生きる権利を勝ちとるために」を開催

3) 札幌育成園事件

P F 北海道メンバーである松岡敏雄氏が、社会福祉法人札幌育成園が運営する寿都浄恩学園入所期間中に、本人の年金及び作業工賃が奪われたと札幌育成園・北海道（監督責任）・北海道銀行（預金者保護違反）に対して民事訴訟を提起する。

4) 第9回ピープルファースト大会 in 熊本(02年 熊本) 600人

¶ 虐待防止プログラムが大会分科会で実施される。

シンポジウム「差別をなくそう・たたかおう」で、パネラーの東俊裕弁護士のところに届いた葉書に「社会に役にたたない障害者は自殺しろ」という内容を紹介したところ、参加者が大いに憤慨し、会場からの発言が止まらなくなってしまった。その中には、93年トロントで体験したように、論理的に語ったり、情感豊かに訴えたりする人に加えて、自分の名前だけと語る当事者が何人もいた。10年かかって辿り着いたという実感があった。

4) 第10回ピープルファースト大会 in 滋賀(03年 大津) 1200人

¶ 全体会で、サングループ事件勝訴判決報告、札幌育成園事件・金谷事件など各地で事件に関わっているP Fメンバーが報告をした。

5) ピープルファーストジャパン結成大会(04年 大阪)

¶ 足掛け4年をかけて、会則を作成し、P F Jが結成した。P F ニュージーランドのロバート・マーチン氏の祝辞が、P F Jメンバーに大きな勇気を与えたと感じた。

6) カリタスの家事件 P F J緊急特別調査チーム結成

¶ 福岡県の頼田町にあるカリタスの家という入所施設で起きた虐待事件をP F Jは調査するために、全国からP F Jメンバーと支援者が現地に集まった。現地調査・現地での集会・福岡県や厚生労働省への抗議活動、国会議員への呼びかけなどを精力的に行った。

7) 第11回ピープルファースト大会 in 徳島(04年 徳島) 700人

8) 第1回ピープルファーストジャパン定期総会(05年 大阪)

9) G Hの虐待にあったYさんの自立生活とP F活動への支援

¶ P F 東京の佐々木事務局長と一緒に、Yさんの自立支援からP F 愛知の組織化を支援。その後、佐々木とYさんは、P F 大会の全体会・分科会で活躍するばかりでなく、海外での3回の国際会議(I.I. 国連 D P I)に参加した。

10) 第12回ピープルファースト大会 in 新潟(05年 新潟) 800人

11) 第13回ピープルファースト大会 in 沖縄(06年 那覇) 800人

第2回ピープルファーストジャパン定期総会(06年 那覇)

¶ 全体会で、カリタスの家事件との裁判経過と国連障害者の権利条約特別委員会に参加したP F Jメンバーから論議の状況を報告された。特別委員会後に訪問したペンシルバニア州で閉鎖され廃墟になった入所施設ペンハーストのビデオが上映された。

12) 第14回ピープルファースト大会 in ヒロシマ(07年 広島) 800人

第3回ピープルファーストジャパン定期総会（07年 広島）

¶ PF大会として初めてデモ行進を実施。

福山の知的障害当事者自身が後見人とされて巻き込まれた事件が報告される。

13) 韓日交流ミニミニ大会（07年 韓国・ソウル）

¶ DPI 世界大会組織委員会からの依頼で、PFJとして韓国の知的障害当事者との交流を DPI 世界大会の会場で実施した。PFJメンバーの旅費を確保するために、この15年間の付き合いがある友人一人一人にメールでカンパのお願いをした。韓国の知的障害当事者の事情を知る人やこの15年間の日本でのPF運動に共感を頂いた方など多くの方からご協力いただき、当事者5人支援者4人の総勢9名が日本各地から参加することが出来た。無論、PFJ 役員の佐々木が中心になって取り組んだことであるが、当事者と一緒に、運動のためにカンパ要請する行為そのものが、重要なアドボカシーであることを再認識させられた。

韓国の知的障害当事者は、PF運動が緒についた時代の日本の当事者に比べて、より強く自己主張できる力あることを実感した。同時に、支援体制の受け皿に自分の形を合わそうとする日韓共通なものも強く印象に残った。その受け皿からはみ出す知的障害当事者が、現在のPFJを支えている。韓国の当事者運動も同様な経過を辿るのではないだろうか。

<セルフ・アドボケートとしてのまとめ>

¶ 福祉関係者の対応の変化

前述の福祉関係者がPFに期待したいと思われる

漠然としてヒューマニズム

欧米からの情報に期待

自己責任

は、ある意味では全て裏切られたのかもしれない。

93年の当時、アドボカシーは「権利擁護」を翻訳されることが多く、その語感から強い者が弱い者の権利を守るという印象が強かった。ところが、欧米から当事者が学んでくるアドボカシーとは権利主張を基本としたもので、まずは声を上げることから始まる。漠然としてヒューマニズムでは通用しないことがわかると「権利を主張する前に、まず義務を果たせ」と慌てて自己責任を追及するが、自分の本来持っている権利に目覚めた当事者には、その福祉関係者の主張が、入所施設などの力関係を背景にした欺瞞に満ちたものであれば、見抜く力を備えていた。

日本の福祉関係者は、ソーシャル・ワークの一環として、当事者を「エンパワーメントさせるため」という表現することがある。本来、エンパワーメントとは、同じ境遇にあるものが、情報や心情を共有することにより、自分達自身で問題解決にあたることを意味し、非当事者は支援はできても、エンパワーメントは出来ないと考える。

今回、私の 15 年間を振り返るにあたり、1993 年に自らが書いたトロント大会の報告書にあったカナダ・ピープルファースト議長 ドゥニ・ラロッシュ氏の言葉は、93 年に私と PFJ の当事者との 15 年後に実感することを予言されていた。

「私が施設に入っていたころは、自分のことを話すのが嫌でした。周りの誰もが耳を傾けてくれなかったからです。施設を出て、ピープルファーストの仲間を出会い、友情を深めていく中で、だんだんと自分のことを話せるようになりました。私も最初から自由に話げた訳ではありません。ピープルファーストに関わって、自分の気持ちや社会への怒りを、暴力を振るったり、問題行動を起こしたりする形で表現するのではなく、みんなの前で話すことによって、もっと能動的に表せるようになりました。自分たちの体験を語り、公の場で討論することによって、社会を変革することができる。それが私たちにとって重要なことです。」

93 年当時は、言葉として理解していたかもしれないが、現在は、この言葉の 1 つ 1 つに 15 年間の具体的なイメージが重なる。改めて、セルフ・アドボカシー（ピープルファースト）とは、間口が広く奥の深い運動であることに驚かされた。

資料

精神薄弱（児）者の自立支援と権利養護に関する研究事業 報告書 1996年（安里）
千葉県愛護協会 精神薄弱（児）の自立支援と権利擁護に関する研究会 編

③当事者主体を確立するための一考察

知的障害を持つ当事者が社会生活を営むためには、程度の差はあれ何らかの援助は必要とされる。本研究会は今回の研究活動より『自立支援』における大きな2つの課題があると考え、その一つは『援助のあり方』であり、もう一つは『当事者の主体性』の問題であると考え、『援助のあり方』については身体障害を持つ人達の活動が一つのヒントであり、前述の『コンシューマー・コントロール』という方法を当事者活動のグループが行政やサービス供給主体に対して教育し周知させることでかなりの改善が期待できるであろう。しかし、知的障害を持つ当事者が自らがその権利を認識し、主体的にサービスをコントロールする力がなければ、当事者主体のコンシューマー・コントロールは絵に描いた餅と化してしまう。

当事者が権利を確認し、その権利を行使し、自己実現するために知的障害当事者自身がそのプロセスに如何に参加することにより、当事者の主体性は培われていくのではないだろうか。当事者の主体性が培われるとは、例えば、当事者に施設運営の一部に参加することで社会のルールを学ばせるとか、自我の確立とかの指導の対象として捉えることを意味するのではない。あくまで、当事者と支援者の共同決定・共同行動・共同責任というパートナーとしての力量をつけてもらうことである。しかし、そのための自己評価をどのように計るか、当事者も支援者もどの程度当事者が主体性を発揮できているのか、お互いにその判断基準をもっていない。そのひとつの基準として「子どもの権利条約と子どもの『参加の権利』¹²⁾」という喜多明人氏の論文を参考に考察してみることにする。本研究会は子どもと知的障害を持つ人を同じレベルで扱うことの危険性は認識しつつ、また知的障害を持つ人が『大人にならない子供』という意味での考察でないことを強調しておきたい。

参加のはしご

喜多氏がこの論文でロジャー・A・ハート氏（ニューヨーク市立大学教授：環境心理学）の『参加のはしご』を基に子供の参加のあり方を提起している。子供の参加という積極的な面と大人の「まきこみ」というべき消極的な面との厳密な意味での区分・レベルの違いを明確化を試みている。このことは知的障害を持つ人達の当事者活動の当事者と支援者との関係（一部批判にある所謂「やらせ」という意味においても）を自己評価する意味でも重要な示唆をしているように思われる。本稿では『子ども→当事者 おとな→支援者』と読み替えて『参加のはしご』を利用することにした。

〔第1段 あやつり〕

のプラカードをその意味を伝えられず、ただ持っているようなことだと言っている。「あやつりとは、当事者がその問題について全く理解しておらず、それゆえその行動も理解していない場合をさす」と提起している。支援者側の利害の為に意図的に当事者を利用することを意味している。

〔第2段 飾り〕

例をあげれば、ある運動にかかわったTシャツが配られたり、当事者がそのTシャツを着てイベントで歌ったり、踊ったりする場合をあげている。運動を支える為に当事者を利用しているのに過ぎない。当事者が進めている運動の付属物として、無意図的に当事者を利用している場合を指している。

〔第3段 見せかけ〕

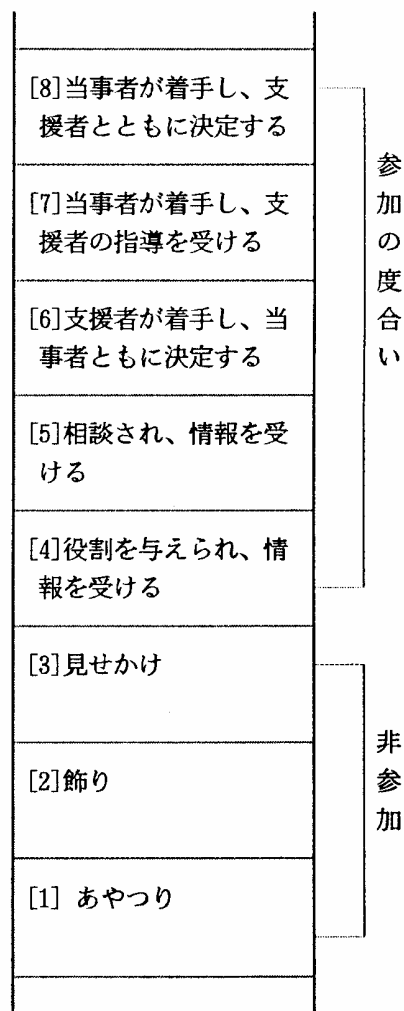
当事者が発言する機会を与えられているが、実際にはそのテーマやコミュニケーションの方法はほとんど選択の余地はなく、意見発表の機会も保障されていない。当事者の意思を尊重しているようで、実際にはすべての企画・実施は支援者の手で行われている場合を指している。

第1段～第3段までは参加としての評価はできない「非参加」という位置付けをされている当事者活動に関わる者としては耳の痛い、辛い評価かもしれない。しかし、この段階にとどまっていたなら、当然に当事者主体の活動ができる筈はない。勇気をもって自己評価する必要があるのではないだろうか。

この「非参加」の状態から「参加」へステップ・アップするために重要な必要条件としての4点を挙げている。

- 1、当事者が計画の意図を理解していること
 - 2、自分がかかわること及びその理由について誰が決めているかを知っていること
 - 3、当事者が単なる飾りでなく、有意義な役割を果たしていること
 - 4、当事者は、その計画が自分達に明らかにされた後に、自発的にかかわっていること
- ハート氏は子供の場合だが、参加から非参加へ転換するポイントであると提起している。知的障害を持つ人達の当事者活動においても同様な視点であると考えられる。当事者活動とは言っても当事者がどの程度主体性を発揮できてい

ロジャー・ハートの「参加」段階モデル
『参加のはしご』（訳 喜多明人氏）



るかの自己評価ができていない団体は多いとは言えない。当事者活動を標榜する以上はこの論文が指摘する「非参加」のレベルは越えなくてはならないと考える。第4段～第6段にかけて真の参加へのアプローチの方法がある筈である。

[第4段 役割を与えられ、情報を受ける]

喜多氏の論文からは適当な例が見出せないが、本研究会の当事者活動におけるイメージは「旅行などの企画において場所・日程は支援者側で決めた情報を当事者に与えて、当事者のリーダー、会計、写真係、などの支援者が予め準備した役割を支援者によって割り振られ、役割を当事者に対して強いる」というようなものではないかと考える。参加といっても形式的なもので当事者が主体的に関わっているとは言えない場合を指すのではないだろうか。

[第5段 相談され、情報を受ける]

この段階は当事者が何を求めているのかとモニターする段階と捉えられる。旅行の例で言えば「どこへいきたいか？ 何時が都合いいか？ どのような役割が必要か？ などの相談を支援者が当事者に相談し、その上で支援者が決定し場所・日時・役割等の情報を支援者から受ける」という場合を指すと考える。

[第6段 支援者が着手し、当事者とともに決定する]

この段階は最終的な決定に当事者も関与することを意味している。旅行の例で言えば、「どこへいきたいか？ 何時が都合いいか？ どのような役割が必要か？ について当事者の意見が反映され、その決定の場に当事者も同席していること」場合を指すと考える。ハート氏はこの段階を「真の参加」であると想定している理由を子供と大人が決定の仕方を分かち合っていることが重要であると言っている。

第4段～第6段は、「真の参加」へ向かう過程であることであり、新たな参加の段階への重要なアプローチを捉えている。この段階へのステップを整理すれば、(1) 決定のプロセスへの関与 (2) 決定への参加に必要な情報の獲得 (3) 決定された計画への参加による社会的貢献 の3点にしばられるが、当事者がイニシアチブに基づく参加となるともっと別の要素が必要とされると言っている。

[第7段 当事者が着手し、支援者の指導を受ける]

旅行の例でいえば「先ず当事者の中で相談し、日時・場所などの予定を立てた上で、支援者にチェックをしてもらおう」場合を指していると考えられる。主体性という点では最終段階の決定に支援者の関与が大きい点が指摘できる。

[第8段 当事者が着手し、支援者とともに決定する]

旅行の例でいえば「先ず当事者の中で相談し、日時・場所などの予定を立てた上で、支援者と当事者が議論をし、決定する」場合を指すと考えられる。支援者との関係においてはこの段階が最終段階ではないだろうか。無論、次の段階として当事者が着手し、当事者が決定する段階を否定するものではない。

(※ この「参加のはしご」については喜多明人氏の論文を「子ども→当事者 おとな→支援者」に読み替えた上で、本研究会の分析を付加したものです。)

サン・グループ裁判判決（報道）

<虐待判決>就職あっせんした国と県など賠償命令 大津地裁（3月24日 13:46 毎日新聞）

滋賀県五個荘町の肩パッド製造会社「サン・グループ」（既に倒産）で就業した知的障害を持つ元従業員や在職中に死亡した男性1人の遺族計18人が、「職場で虐待を受け、賃金未払いのまま劣悪な条件で働かされた」などとして、同社の元社長（56）や就職あっせんなどをした国、県に慰謝料など計約5億3600万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が24日、大津地裁であった。神吉正則裁判長は原告側の訴えを認め、国や県などに計約2億6000万円の支払いを認めた。判決は、労働基準監督署が必要な調査をしていれば、同社への是正勧告が出来たのに措置を怠った、などとして国などの違法性を認定した。原告弁護団によると、障害者の雇用を巡り国の責任を認めた判決は初めてで、雇用政策や障害者施策に大きな影響を与えそうだ。

訴えなどによると、原告らは82～96年に同社の寮で暮らしながら勤務。原告側は、元社長は従業員に日常的に殴るけるの暴力を加え、治療を拒まれた男性が死亡した 賃金未払いで長時間労働などを強要した 従業員の障害基礎年金計約8100万円を横領した などと主張。

また、当時の公共職業安定所や県の障害者施設などがこうした実態を知りながら原告らを同社に紹介した 家族が県の福祉事務所などに被害を伝えていたのに、労働基準監督署や県は改善などの措置をしなかった ことなどから、労働基準法や障害者基本法などが定めた義務に違反していると訴えていた。

元社長は97年1月、障害基礎年金計1430万円を横領した横領罪で懲役1年6月の有罪判決が確定。既に服役して出所したが、訴訟では「虐待はまったくのねつ造」と反論。国、県は「入社は本人と保護者の意思によるもので、調査義務もない」などと責任を否定していた。

【平野光芳、田中龍士】

ドメスティック・バイオレンス (DV)と「当事者性」

神戸大学 富永 恭世

1

ドメスティック・バイオレンスとは？

- 英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの(以下、DVと略)。
- 1970年代中頃のアメリカにおける暴力被害女性運動が、DVを構造的な社会問題として浮上させた。
- 普遍的で明確な定義はない。
内閣府では、「配偶者からの暴力」「夫(妻)・パートナーからの暴力」という言葉を使用。
cf.>アメリカでは“intimate partner violence” “domestic abuse”
イギリスでも“domestic abuse” という言葉を使用する傾向に。
- 暴力の種類 : 身体的、精神的、性的、経済的、社会的 など。
- 事例 : 「DV相談の妻、殺される 別居中の夫逮捕 3日前に被害届」(宇都宮) 毎日新聞 2008年1月22日
実家に身を寄せていた妻をメッタ刺し。警察「緊急性なし」の判断で。

2

DVと「当事者性」？

- 当事者 = 直接に問題に関係を持つ人
- 当事者性 = 当事者またはその問題との心理的・物理的な関係の深まりを示す度合い (松岡廣路「福祉教育・ボランティア学習の新機軸 -当事者性・エンパワメント-」, 福祉教育・ボランティア学習と当事者性, 日本福祉教育・ボランティア学習学会 2006年 p.19)

■ DVにおける「当事者」「当事者性」とは？

・DVは、“あるべき美しい家族像”からの逸脱か？

それとも、
・社会の“多様な家族像”の延長線上に、DVが存在するだけなのか？

だとすると...

いったい誰が「当事者」であり、「当事者性」を持つのは誰なのか？

3

DVに対して加害性を持つもの

- 社会通念
「夫が妻に暴力を振るうのは、ある程度は仕方がない」
- 経済格差
妻に収入がない場合が多い 被害者・体験者の33.3%「収入なし」
” 30.6%「100万円未満」
- 価値観
「家族 = 愛情共同体」という前提、「幸せな女の一生」像の固定
- 歴史
15C.後半キリスト教世界での婚姻法 ... 「親指の法則」
- 制度
家父長制 ... 「男性が女性を支配することを可能にする社会権力の総体」
(by 上野千鶴子)



これらの加害性が、被害者の生き方の選択肢を狭める結果となっている。
つまり、DVは社会全体が共有する問題といえる。

4

当事者性のありか

- DVが、私的な一家庭の問題ではなく、社会構造上の問題であることから、社会の構成員すべてが当事者性を持つといえる。
- 当事者の周囲にいる人間が「傍観者の立場にいること」「何もしないこと」、そのものが、すでに加害者に加担してしまっている。被害を受ける側が当事者であるなら、他方で被害を生み出している社会一般も当事者である。
- “特別”で“異常な”家族の出来事としてDVを捉えることは、一種のステレオタイプ観に基づいている。このこと自体が当事者に対する支配的かわりであり、間接的に暴力を振るっているのと同じことにはならないか。



問題の社会的解決のためには、当事者性を高め育み合って、その問題に対峙する人たちが社会のなかに増えていくことが望まれる。

5

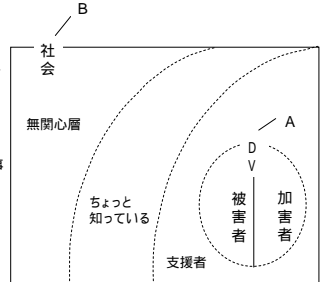
社会成員一般が当事者性を持つということ

- A = DVという事象の当事者
- B = DVを社会問題として捉えたときの当事者

当事者Aが社会の無理解や矛盾に気づき、自分の抱える問題を社会に啓発したいと思う。

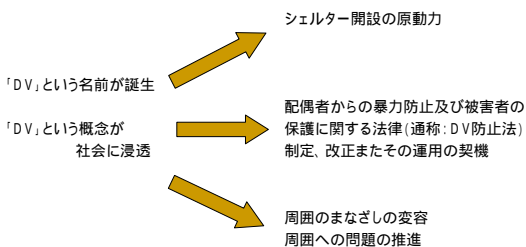
当事者Aに出会い、当事者性を深めた当事者Bの“支援者”が、問題の解決のために自発的に行動する。潜在的な当事者Aの意識化も促進しうる。

およびの地道な活動や実践が、当事者Bの“ちょっと知っている”、さらに“無関心層”への当事者性を高め、インクルーシブな社会へ向けた変革につながっていく。



6

被害(当事)者の声を持つ社会に対する影響



7

主な参考文献

- 中西正司・上野千鶴子 『当事者主権』(岩波書店 2003年)
- 日本福祉教育・ボランティア学習学会 『福祉教育・ボランティア学習と当事者性』(2006年)
- 宮内洋・今尾真弓 『あなたは当事者ではない <当事者>をめぐる質的心理学研究』(北大路書房 2007年)
- 東京都社会福祉協議会 『暴力を見つめる - 社会福祉分野における専門職は何をすべきか』(2003年)
- フェミニストカウンセリング堺DV研究プロジェクトチーム 『「夫・恋人(パートナー)等からの暴力について」調査報告書』(1998年)

8

英国マンチェスターにおけるインクルーシブ教育実践に関する観察記録

津田 英二

Peter Farrell, Alan Dyson, Susie Miles Manchester University, 2007年11月19日

Eenet プロジェクト(Enabling Education Network) Susie Miles

- ・ 世界中のすべての人たちに対して開かれた、インクルーシブ教育に関する情報交換のネットワーク。年報「Enabling Education」の発行、ウェブサイト www.eenet.org.uk の維持管理などを通して、世界中の実践とつながろうとしている。
- ・ UNESCOからのわずかな助成、企業のスポンサーなどを得て、10年間細々と続けている。日本とのネットワークはなぜかまだない。このネットワークに入って協力すると、日本の状況を世界中に伝えることができるのと同時に、世界のインクルーシブ教育に関する状況を知ることができる。
- ・ インクルーシブ教育に関する修士課程ともリンクしている。Susieは、eenetのコーディネーターであるとともに、インクルーシブ教育のコースディレクターである。

UKのインクルーシブ教育の現状

- ・ UKでは、IEPについての制度的位置づけはない。IEPは、手続き面ばかりが強調されて内容がないただの紙切れであるということも多い。UKではその代わりにstatementがあり、障害のある子どもの処遇や支援についての正式な文書となっている。マンチェスター市では、3%の子どもがstatementをもっているが、特別な教育ニーズがあると認められている子どもは23人に達する。Statementをもっていない残りの20%の子どもたちに対する支援の決定が課題のひとつである。現在は、SENCO(Special Educational Needs Coordinator)が総合的に判断して(カンやコツに頼って?)支援を行っている。
- ・ UKには障害種別による教育システムはない。障害種別よりもSEN(Special Educational Needs)が上

位概念であり、SENに応じて分けられることはある。

- ・ UKで一般に認識されるインクルーシブ教育の概念は拡張傾向にある。第一に、障害のある人たちに焦点を絞るのではなく、すべての人のインクルージョンという意味に広がっている。第二に、学校教育におけるインクルージョンばかりでなく、社会におけるインクルージョンに視野が広がってきている。
- ・ インクルージョン概念は、文化的背景によって異なる。養護学校を廃止し、障害のある子どもを通常学級で教育するという意味でのインクルーシブ教育であれば、UKはノルウェーやイタリアなどよりも遅れている。しかし、UKではインクルーシブ教育をもっと広い概念として捉えて実践しようとしている。文化によるインクルーシブ教育概念の差異については、もらった文献を参照(Alfredo Artiles & Alan Dyson, Inclusive education in the globalization age, in David Mitchel ed., Contextualizing Inclusive Education, Routledge, 2005)。
- ・ 地方教育行政が子どもの行くべき学校を指示すると、親が訴訟を起こしたりして結局高くつくことが多い。そこで親の判断が重視される傾向が強まってきた。しかし、親の希望は特別なサービスを期待するものと、インクルーシブな教育を期待するものと大きく二極分化する。政治はこの二つの極の間を右往左往してきた。こうした状況によって「交流」が強調されるようになってきた。
- ・ 実験的な取り組みとしてEducation Villageというものがある。同じ敷地に通常学級、養護学校、特別支援学級がつくられ、子どもが状況に応じて各施設を柔軟に活用できるというシステムである。教員は、単位にではなくVillage全体に所属しているのではない(「ホンマに?」という複数の声あり。)その後、この取り組みは複数の学校のco-locationとして一般化してきている。
- ・ 学力の向上をめざそうとする意識と、すべての子どもへの教育という理念との間には、葛藤が存在してきた。

この点については、もらった文献を参照(Mel Ainscow, Tony Booth and Alan Dyson, Inclusion and the standards agenda, International Journal of Inclusive Education, Vol.10, No.4-5, July-September 2006, pp.295-308)。その中で、徐々に教員の間にもインクルージョンの意識が根付いてきている。マンチェスター大学では、インクルーシヴ教育の基準を模索し、教員の意識変容を促すアクションリサーチを盛んに行っている。

- ・ インクルーシヴ教育についての地域間格差も大きい。農村は地理的条件に左右されて通常学校でインクルーシヴ教育が実践される傾向にあるが、都市は子どもの条件によって分離される傾向がある。
- ・ Every Child Matters の取り組みによって、教育・医療・保険・福祉の部局間統合が実現されている。

DV コーディネーター Sarah Khilalil 2007 年 11 月 19 日 1 時 30 分 ~ 2 時 30 分 Manchester Town Hall

- ・ 司法関連の一部局として、Domestic Abuse Management Group がある。
- ・ その部局に 5 つの下位部局がある。情報提供、サバイバーの支援、加害者への対処、子どもや青年のケアや教育、専門家へのトレーニング。
- ・ 若い世代の Domestic Abuse が増えてきているので、早期教育が大切。パートナーとの関係を築くための教育。
- ・ 加害者対象のプログラムは、加害者が被害者と一緒に住むか、隔離されるかという二者択一ではなく、加害者がセラピーを受けながら条件付きで被害者と会うこともできるプログラムとして実施されている(IDAP 及びボランティア団体が主催するプログラム)。このプログラムが効果的であるかどうかは長期的に見ていかなければならないが、追跡調査は十分にできていない。
- ・ 女性団体からは、加害者へのプログラム提供に投資することに反対する意見が根強い。しかし、加害者への対処が根本であり、それを怠って女性だけを支

援すると、加害者はさらに多くの女性に被害が及ぶ。

- ・ Domestic Abuse に、児童虐待や老人虐待、障害者虐待が含まれる。親がドラッグをしている人やアルコール依存である場合、児童虐待になるケースが多い。障害者虐待についても、専門家と連携しながら視野の中に収めている。(ケースによって対処の仕方は大きく異なるため、被害者に障害があるといったケースも多様性の中の一パターンとして捉えられているようであった。)
- ・ Domestic Violence という用語は用いられなくなる傾向にある。Violence は身体的虐待をイメージすることが多いが、経済的、心理的虐待を喚起しやすい含む Abuse を用いるようになってきている。しかし未だに用語の混乱はある。Sarah の職名は D A コーディネーターでなければならないが、D V コーディネーターである。
- ・ UK の中でも Domestic Abuse の取り組みについて地域間格差が大きい。マンチェスターの取り組みはトップレベルである。特に住宅問題について先進的な取り組みがある。住宅改造(扉が外側に開くようにする、壁をつくるなど)によって、緊急なリスクが高いが移住できない人(子育てのために移住したくない、経済的な余裕がないなどといった理由)の安全を確保している。
- ・ 情報提供の努力をしている。Domestic Abuse を誰に相談すればよいかという情報はまだまだ行き渡っていない。スーパーのレシートの裏に緊急連絡先を記すなど。専門家(ソーシャルワーカー、看護職、医師、教師)への教育が大切なのは、Domestic Abuse の問題を知った専門家が適切かつ迅速に対処できるようにするため行われている。専門家に必須のトレーニングにしたいが、まだ推奨にとどまっている。特に開業医 Domestic Abuse の知識をもっていることを目標としたいが、そこまでは至っていない。
- ・ 自助グループとして Women ' s Aid があり、Domestic Abuse 被害者もメンバーに含まれている。政府にも働きかけを行っており、マンチェスター市はこの団体との対話を大切にしている。
- ・ マンチェスター市では、Domestic Abuse に関わるい

いくつかの団体 Risk Assessment Agencies が委員会 council を組織している。特にリスクの高いケースや、殺人などに発展したケースについて情報交換、意見交換をすることで、より見落としや欠陥のない支援を実現している。Sarah は、この委員会のコーディネーターであり、委員会の結果が各団体の実践によりよく反映されるように働きかける役割などを担っている。団体の中には温度差があり、改善に消極的なものもあるからである。彼女はもともと保健士で、新生児訪問をしている中で Domestic Abuse が広く一般的な問題であることを知り、DV コーディネーターとして働くことにした。

Richard Hughes, Joseph Rooney, Steven Hughes, Andrew Needle Manchester People First, 2007 年 11 月 19 日 3 時 ~ 5 時

- ・ 1987 年頃、ボランタリーグループの支援を受けて、セルフアドボカシーグループとして発足。この会がもとになり、London People First などからの影響で、1992 年に独立した組織として Manchester People First に発展した。
- ・ Richard と Joseph は、このグループの最初期からのメンバー。委員会形式だったころから運営に関わり、現在はふたりともディレクター。ただし無給。
- ・ Joseph は Manchester Art and Technology College でコンピュータ等の授業を受けている。(こうしたコミュニティカレッジの授業への知的障害のある人たちの参加はよくあることだが、何年も継続して受講することが問題になっているところも多い Rohhss 談)
- ・ また、Joseph のライフストーリーが編集されて本に収められる予定。(送付を依頼)
- ・ Richard は Rohhss の大学で時々講師として授業を行っている。
- ・ Joseph は、両親が亡くなってからグループホームに入っている。グループホームは、Joseph ともうひとりの知的障害のある人を 2 名の支援者がケアしている。「生活に関することはぜんぶ支援者がしてくれるから、私はダイエットをすることだけが仕事」。

Richard も母親といっしょに生活している。ふたりとも 50 代。

- ・ かつては、二人とも Valuing People のプロジェクトで、マンチェスター市が招集するいくつかの委員会に参加していた。財政の配分についても意見を述べたことがある。しばらく中断後、最近また再オファーがある。
- ・ Steven は、People First に雇用されて 6 年になる。以前もコミュニティワーカーとして知的障害のある人たちを支える仕事をしてきた。Andrew は 9 年になる。彼も前職からコミュニティワーカー。二人とも、People First での仕事が楽しくやりがいがあると感じている。
- ・ アラスカでピープルファースト世界大会が開催されてから、国際的ネットワークは途切れてしまった。「ちょうど国際交流の再開に関心をもって議論をしていたところなので、日本のピープルファーストとコンタクトをとりたい。まずはメールでの情報交換から始めることができたらいいと思う」というオファーを受けた。日本のピープルファーストに意向を聞き交流の実現に向けた努力を約束した。
- ・ 財源確保がたいへん。助成金では足りないために、バザーの販売などに奔走している。行政等から協力依頼もあるが、Valuing People への参加も含めてほとんどお金にはならない。家賃だけで 850 ポンド。
- ・ (後、夕食中に Rohhss 談) People First Scotland や People First Wales は存在するが、People First England は各団体の利害調整がうまくいかず設立できない。特に北部対南部の利害対立がある。初期段階で助成金をロンドンの People First が占有したにもかかわらず、その効果が北部に波及しなかった点が、禍根となっている様子。
- ・ (同 Rohhss 談) かつては、People First の政治的な行動が盛んであったが、最近は財源確保に奔走するばかりで、明らかに運動が衰退している。昔は学生も多く関わって運動を盛り上げていたが、最近では学生も単位をとるのに賢明で運動に関わったりしなくなった。運動の衰退はあらゆる領域で同様である。Valuing People が行政主導で知的障害のある人たちのニーズ

を吸収してしまったことも、運動の衰退の原因となっているかもしれない。

Alec Stephenson, Fairfield Primary school, 2007.11.20

マンチェスター運河のほとりにある、かわいらしいコミュニティのかわいらしい学校というイメージ。真ん中に多目的室のような体育館があり、その周りを教室が囲んでいる。

保育学級 (3 - 4 歳)

- ・ ポートフォリオでの記録が 1 人子どもに対して 1 冊ずつ作成されている。Sure Start の一環で、保育学級の教師がポストイットに、ひとりひとりの子どもの日常的な活動の中で観察される行動の変化について書きとめ、一冊のノートにまとめる。(Sure Start の取り組み)
- ・ 大部屋と 2 室の小部屋があり、ままごとやお絵かき、ブロック遊びなどが自由にできる。外で遊ぶ子どももいる。大部屋の中央では、文字の学習に結びつく色塗りを 1 名の教師 (?) がポストイットを片手に見守っている。外で遊んでいる 10 名足らずの子どもたちを 1 名の教師 (?) がポストイットを片手に見守っている。遊びのコーディネイトや安全への気配りよりも、子どもの観察に焦点があっているようだった。
- ・ ダウン症の子どもが参加している。(初日)

SEN Resource Base

- ・ Phonics の教材、パソコン、ブラックボックス、パズル、コミュニケーションエイドなどが並んでいる中で、6 年生の難読症の女の子がインクルーシヴ教育で賞 champion を獲得した教員とマンツーマンで勉強中。

Ms. Bolton の部屋

- ・ 1 年生の 5 歳の子どもが、宇宙船をモチーフにした造形活動をしていた。11 名の子どもに対して教師 1 名と T A 1 名が指導。

Ms. Green の部屋

- ・ 1 年生の 5 歳の子ども 12 人が、教師 1 名と T A 1 名が指導。造形活動。

Ms. Powell の部屋

- ・ 2 年生 (6 歳) の子ども 26 人に対して、教師 1 名と T A 2 名が指導。電子黒板などで学習するなど、自由

な雰囲気での活動。

Ms. McGhie の部屋

- ・ 3 年生 (7 ~ 8 歳) 理科の授業。16 人の子どもに対して教師 1 名と T A 2 名が指導。プラスチック等の物質ごとに色分けをする学習。

Ms. Wahbahet の部屋

- ・ 6 年生の子どもが 24 名に対して、教師 1 名と T A 2 名が指導。国語の授業で伝記やクロスワードの活動。

IT の部屋

- ・ 8 歳の子どもが、お絵かきソフトとタッチパネルでお絵かき。SEN の子ども (難読症) が一緒に活動していた。教師 1、T A 3 名。

学校全体では、教師 30 名、スタッフ 25 名。子どもの数 250 名。うち SEN をもっている子どもが 50 名、statement をもっている子どもが 2 名いる。1 人がダウン症、1 人が重度の知的障害。

IEP は、すべての SEN のある子ども 50 名に対して校内 LAN のコンピュータ管理によって情報が登録されている。達成目標や、教材、支援方法、週あたりに個人学習をする時間などが細かく設定されている。1 人の子どもに対して、必ず担任教員 1 名と担当者 1 名が付いている。教職員全体で共通理解されているようだった。

T A は教師より給料が低い、以前より待遇がよくなってきている。学期の授業のある時期のみの非常勤勤務である。以前は資格等必要なかったが、現在では訓練を受けて T A になる。Alec も T A をしていたことがある。Alec は現在、学校運営に携わっており、担任をしていない。

職員室 Staff room は、壁の掲示板とソファとテーブルだけの簡素なもの。デスクワーク等ができる環境ではない。壁やテーブルには、研修の告知、教職員組合のチラシなどの他、アレルギーのある子どもなどの情報が写真入りで掲示されている。

どのクラスにおいても、教師か T A 1 名に対して子どもが 5 ~ 8 名以内の割合が実現している。席にじっと座って教

師の話を聞くという形式の承り学習は、6年生に至るまでまったく見られなかった。ほとんどの学級で、大きな机を囲んで4～6人の子どもと教師が活動に取り組んでいる。歩きまわっている子どものいない学級は皆無で、歩きまわることが特別なことではないように感じられた。誰がSENを持っているか、教えられなければまったく分からない。

最近、Sure Start Center が造られた。とても必要性が感じられていた取り組みで、着衣や食事など生活の基本的なことが訓練される。(見学できなかった)

SENを持っている50人の子どもに対する支援は3段階ある。school action は、statement をもっていない子どもに対する支援で、きめ細かいIEPに従った教育がなされ、正規時間以外での授業もなされる。はstatement を持っている子どもに対する支援で、週2時間、は常時のマンツーマンでの支援が行われる。マンツーマンでの支援は、通常学級の中で行われることもあるし、別室での取り組みであることもある。

この学校のアカデミックな到達度は？--ナショナルカリキュラムはイングランドだけのもの。スコットランドには存在せず、教師の自由な教育に任されている。SNEにとっては進歩であったが、一般にナショナルカリキュラムの評価は高くない。(Ian談)

授業のスタイルは1960年代に大きく変わった。労働者階級が学校教育に統合されることで多様な背景を持つ子どもが適応できる学校がつけられてきた。(Ian談)

Camberwell Park School (special school) & Bowker Vale Primary 2007.11.21

マンチェスター市の中で最も貧困な地域を抱える学校。Ian, Craig が盛んに「悪い学校」と形容。火事で丸焼けになった老人ホームに隣接して建っていた。Community special school と表記。

Camberwell Park School

- ・ 10クラスあり、全校生徒は91人。
- ・ 2～5歳の複合的な障害のある子の学級、及び比較的軽い障害の子どもたちの学級。多くのクラスでもTEACCHが用いられる。
- ・ 6～7歳、6～8歳、9～11歳のクラスなど。年齢とニーズの種類に応じてクラスわけがなされている。
- ・ 1クラスに1人の教師と2人以上のTA、LO (lunchtime organizer)がこれに加わる。全部で教師12名、TA30名前後。
- ・ Parent Survival Course も実施されている。学校が親からの情報を得て、学校もメッセージを親に伝える機会。
- ・ 30%の子どもが児童虐待にあっている。地域の専門家とも情報を交流しながら、ガイドラインに沿った対応をしている。
- ・ 10クラス目は離れの部屋でペインティングをしている。障害は軽い子のように、ペインティングの質も低くない。Rohhss が帰りに「隔離された学校の隔離されたクラス」と言っていたクラスのように。主に情緒的な問題のある子ども。
- ・ ユニットごとに障害種別に分かれて教育を受けている。
- ・ 学校全体で、TEACCHが用いられており、サインとシンボルが学校じゅうに貼り出されていた。
- ・ すべてのセラピストが週1回は訪問がある。
- ・ 表彰状が掲げられているなど、組織化された専門性の高い学校のようなものである。すべてにおいて構造化された、医学モデルの強い学校。
- ・ 法律で定められているため、リフトが完備されているなど、器具が多く使われていて、それらの使用について子どもたちもよく訓練されている。
- ・ IEPが用いられている。ターゲットが3つあり、TEACCHと組み合わせられている。視覚的にも目標が分かるようになっている。週ごとの教師、子どもの動き、観察記録、評価が書かれている分厚い冊子が各クラスにある。また、個々人のIEPが壁に貼り出されており、そこに書かれている課題から、子どもがその日に取り組む課題を選択する。
- ・ 特に自閉症、言語障害、身体障害に特に重点が置かれ

た取り組みになっている。

- ・ 書類作成は、授業のない金曜の午後に行っている。職員会議なども。
- ・ 就学猶予は0。病院からも休み休みになりながらも連れてきている。
- ・ コミュニティとは、プール、図書館、スーパーに授業の一環として関係を持っている。
- ・ 交流タイムは、Challenge Time といい、自己肯定感をつけることが教育目標。
- ・ Disability Equity Plan は、スタッフらが話し合っ てつくった2年計画のものがある。
- ・ イギリス全体で、Every Child Matter の、障害ばかりでなく、宗教、文化、人種も含めて総合的に守られる権利があると認識されている。
- ・ Manchester 市の特別学校は、3つの地区に初等学校、中等学校がそれぞれ1校ある。11歳になったら、同じ地区の中等学校 secondary special school に進学する。中等学校は19歳まで。

Bosker Vale Primary

- ・ Camberwell Park School からの交流。保育学級の3名 (Brian, George, Georgia) と教師2名がスクールバスで訪問。ふだんはもう子どもがもう1人参加するが、今日は休み。バスで2~3分の距離。
- ・ 教室、校庭、離れの建物の3カ所でそれぞれ思い思いに遊んでいる子どもたちに合流。Brian は主にジャングルジムで何度も落ちそうになりながら遊ぶ。George はジャングルジム、滑り台、お絵かきなどウロウロしながらたまに出口をうかがう。出口が開いているとそこから外に出てしまうことがあるのだという。Georgia は主に離れの室内で過ごしている。Georgia と関わろうとする子どもが、他の2人に比べて多かった。
- ・ 子どもの文化的背景が多様。特に南アジア系の子どもが多いようであった。
- ・ 保育学級の教師が、この学級にはSENをもっている子どもはいないと言っていた(?!)。教師は特に子ども一人一人の行動観察をしているようではなかった。その代わりに子どもとの関わり(いっしょに遊ぶ、ル

ールを守らせる)は多いように感じた。

- ・ 帰りのバスの中で2名の教師から効いた話。交流は週1回1時間。全学年を通して現在17名が交流に参加している。交流する子どもは効果がありそうな子どもを対象にしている。成功例として、過去に交流をしながらメインストリーム校に馴染み転校した子どもがいる。受け入れ側の学校もフレンドリーで、特別学校への訪問もある。Primary の子どもたちを特別学校に招待するイベントもある。学校外とのインクルーシブな活動だけではなく、多様な障害のある子どもたちがいっしょに学ぶという意味での校内でのインクルージョンも盛んに行っている。

マンチェスター訪問の総括

インクルージョンの考え方について

- ・ マンチェスター大学の学校教育関係の部局においても、インクルーシブな学校教育からインクルーシブな社会へ、生涯にわたるインクルーシブな社会への参加へとといった、概念の拡張みられた。
- ・ 社会モデルを基本にした大学の取り組みが成熟している。学校教育研究から教育心理学研究まで、一部勢力にすぎないかもしれないとはいえ、社会モデルの浸透を感じた。

学校教育におけるインクルージョンについて

- ・ 特別学校が思いのほか一般的であった。メインストリーム校に通う障害のある子ども (statement をもった子ども) は必ずしも多くない。そうした条件の中で、特別学校とメインストリーム校との交流、Educational village の実験や co-location の取り組みがなされている。ただし、インクルーシブ教育への意識の温度差は、学校間で大きい。
- ・ Statement をもった子どもへの取り組みの他に、statement はもたないがSENのある子どもへの学校負担での取り組みが手厚いことが、インクルーシブな学校の典型として見られている。
- ・ 学校運営の側からすると財政面が最大の課題であり、インクルージョンの政策が財政緊縮と関係している

ことは如実だが、そのこととは別に学校現場では、焦点化されたひとりひとりの子どもを大切に育てようという雰囲気インクルーシブな学校を形作っている。

- ・ インクルーシブ教育に力を入れている学校と、そうでない学校とでは、教員の動き方が異なっているように見えた（保育学級についてのみ）。インクルーシブ教育に力を入れている学校のほうが、教師による子どもたちへの介入が少ないように感じられたが、子どもがひとつの遊びに集中している時間が長いように感じられた。にもかかわらず、そうでない学校の教師はSENへの意識が薄いようであった。つまり、教師の専門性が、直接的な子どもの行為への介入から、子どもの自由な行為の見守りへ、焦点化されない全体への配慮から、焦点化された子どもへの配慮へと変遷するというのではないか。
- ・ 一斉授業をスタンダードな教育方法としているところに、日本でインクルーシブな学校教育が実現困難に感じられる最大の原因があるのではないか。グループワークと個人ワークが中心であることによって、じつとガマンして座っているという高いハードルが環境面からクリアされるとともに、複数のTAが教師とともに子どもを支援することがかかっているように感じられた。

ピープルファーストについて

- ・ 悪くいえば資金集めと雇用に奔走する団体になっている点が気になった。
- ・ 1998年のアンカレジ大会以来、ピープルファーストの世界大会が開催していないことに対する危機感を感じた。マンチェスターピープルファーストが、日本の団体と対一の交流をしたいという申し出があった。調整を約束。

出会った人々について

- ・ 小学校、大学に難読症の人 dyslexia と多く出会った。難読症の診断と対応が整っていることを感じた。しかし他方、ADHD という語は一度も出なかった。学校教育の現場を見学して感じたことだが、個人にとっての

バリア SEN にしっかり対応し、「問題行動」の発生を押さえたり目立たせなくするといった環境醸成がなされることで、個人に「問題行動」の原因を特定する必要が減少する。問題は、社会のどこに行ってもそうした環境醸成への配慮があるかどうかということか。

- ・ 大学の授業に参加して、学生の文化的背景の多様性に感心した。社会人学生の多さ、電動式車いすでの参加者、難読症の学生たち、聴覚障害がありサポーターと授業を受けている学生、イラクから追放されさらにスウェーデンから移住してきた学生、中国人の母をもつスコットランドから来た学生、話される「英語」の多様性など。

その他

- ・ eenet の取り組みが、世界中の社会的排除を受けている人たちについての幅広い情報を集めようとしている点におもしろさを感じる。障害ということもそうだが、低年齢で結婚を強いられるために教育を受ける機会がないナイジェリア北部の女性の問題など、ESDとも強く関わるような事例がインクルーシブ教育の枠内で捉えられている点で、ESDとインクルージョンとの関わりで捉えようとしているわれわれの研究にメリットがありそう。日本からの情報はまだ皆無であり、関与することで相互に利益があるように思われる。
- ・ 知的障害のある人のセクシュアリティ研究について、本人からの聞き取りを要請された。研究方法として、困難を伴うだろうが妥当性があるのでトライしてみようと思う。

当事者性を育てる～インクルーシブな社会に向かう日韓の実践～



EUをはじめとした多くの国で、インクルージョンは社会政策上のキーワードとなっています。グローバル化に伴う富や資源の偏在、人々の移動にともなう社会関係の切断、能力主義の徹底、自己決定や自己責任の原則といったさまざまな現代社会のもつ特徴が、大規模で深刻な社会的排除を生み出しているからです。

今回の企画では、インクルーシブな社会に向かおうとする日韓の実践を題材として、社会的排除を受けてきた人たち、その周囲にいる人たちが、よりよい社会を構成していく当事者であるという意識をどのように協働して形成していくことができるか、という点に焦点を当て議論します。

深刻な社会的排除をつくりだす社会は、人と人との関係を分断し、排除される人々に対して個人の責任を問うような冷徹な社会といえます。こうした社会を個々人の連帯や協働によって変革する実践のあり方や哲学について、日韓それぞれの経験をもちより、論じ合い共感しあう場をつくることができたらと思います。

日時 2008年2月2日(土) 10時～17時

場所 神戸大学発達科学部 B104

登壇者 金 鍾忍 (韓国ナザレ大学)
安里 芳樹 (Legal Advocacy for the Defence of People with Disabilities)
横須賀俊司 (県立広島大学)
原田 正樹 (日本福祉大学)
李 秀貞 (立教大学大学院)
佐々木信行 (ピープルファースト東京)
尾登 悦子 (ピープルファースト東京)
朴木佳緒留 (神戸大学)
末本 誠 (神戸大学)
松岡 広路 (神戸大学)
富永 恭世 (神戸大学)



参加自由・無料

主催 神戸大学大学院人間発達環境学研究科ヒューマン・コミュニティ創成研究センター
参加申し込み・問い合わせ 〒657-8501 神戸市灘区鶴甲3-11 電話 078-803-7972
FAX 078-803-7971 zda@kobe-u.ac.jp (担当:津田英二)

プログラム

午前10時～10時30分

あいさつ・基調報告

津田 英二（神戸大学）

午前10時30分～12時

シンポジウム1「インクルーシブな社会に向かう日韓共通基盤を求めて」

韓国ナザレ大学では、特色ある大学教育の取り組みとして、300名余りのさまざまな障害のある学生を受け入れている（全学生の約6%）。これらの学生が十分に学習や学校生活を楽しむことのできる環境づくりは、教職員、障害のある学生、ない学生といった関係者の協働を不可欠としている。こうした試みの意味や生み出されてきた価値について考えてみる。

また、韓国には福祉館という施設がある。貧困対策としてつくられた地域福祉の拠点であり、多様な社会福祉サービスの提供を行う傍ら、さまざまな住民が集う場として、それぞれの館で特色ある取り組みが展開されている。渾然一体とした福祉館の実践の実態や可能性から学ぶことで、インクルーシブな社会に向かう実践のヒントを得ることができるのではないかと考える。

こうした韓国の実践は、韓国固有の社会的背景に基づいて、インクルーシブな社会の形成をめざす実践である。私たちはこれまで、欧米の社会福祉システムから多くを学びモデルをつくってきた。しかし、「当事者」「居場所」などといった英訳が困難な言葉がキーワードになったりするように、日本社会の特質や固有の課題から自生してきたモデルも出てきている。韓国も同じような状況にある。社会関係や社会哲学に共通点の多い韓国の真剣な取り組みから学ぶことで、私たちは、欧米とは相対的に異なる東アジアの特質に基づいた実践方法、実践哲学の形成を、共同してめざすことができるのではないだろうか。

シンポジスト

金 鍾忍（韓国ナザレ大学）

李 秀貞（立教大学大学院）

コメンテーター

朴木佳緒留（神戸大学）

司会

原田 正樹（日本福祉大学）

午後2時～4時45分

シンポジウム2「当事者性を育てるとはどういうことか」

当事者という語の英訳には苦勞することが多い。無理に英訳すると、個人と個人との対立が際だつニュアンスが出てしまう。日本福祉教育・ボランティア学習学会でも、当事者性をキーワードとして社会変革の方向性が議論されたが、ここでも個人と個人の対立や調整よりも、問題解決に向かう連帯が強調された。

とはいえ、個々の社会的排除の現象が社会の問題であることに気づいてきたのは、日本においても、排除されてきた人たちの訴えや主張を通してであった。いわゆる当事者運動は、インクルーシブな社会を構想する際に、欠かすことのできない重要な資源である。社会的に排除されてきた人たちの存在や言葉が、社会に気づきを与え、社会成員が自分たちの問題として社会的問題に取り組んでいくといったプロセスは、インクルーシブな社会づくりの根幹部分に位置づく。

この企画では、日本の当事者運動の現状を踏まえ、それが社会にどのようなインパクトをもたらしているか、社会への影響をどのように支援できるか、当事者運動からのインパクトによって人はどう変わりえるかといったことについて論じあう。

シンポジスト

安里 芳樹（LADD）

佐々木信行・尾登悦子（ピープルファースト東京）

富永 恭世（神戸大学）

コメンテーター

松岡 広路（神戸大学）

司会

横須賀俊司（県立広島大学）

午後4時45分～5時

総括

末本 誠（神戸大学）

当事者性を育てる
インクルーシブな社会に向かう日韓の実践

発行日 2008年2月2日
編 集 神戸大学大学院人間発達環境学研究科
ヒューマン・コミュニティ創成研究センター
障害共生支援部門（担当：津田英二）
〒657-8501
神戸市灘区鶴甲3 - 1 1
電話 078-803-7972
F A X 078-803-7971
e-mail zda@kobe-u.ac.jp
URL <http://www2.kobe-u.ac.jp/~zda/zda.html>